

第 412 回 香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和 7 年 12 月 16 日 (火)

10 時 30 分～11 時 00 分

場 所 高松市サンポート 1 番 1 号

高松港旅客ターミナルビル 7 階会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議事録署名人の指名

4. 議 題

- 1) 海区漁場計画の変更について (答申)
- 2) 令和 7 年度連合海区漁業調整委員会について (協議・報告)
- 3) 第 51 回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について (報告)
- 4) 漁業権等における資源管理の状況等の報告について (報告)
- 5) その他

公 聴 会

日 時 令和 7 年 12 月 16 日（火）

10 時 00 分～10 時 30 分

場 所 高松市サンポート 1 番 1 号

高松港旅客ターミナルビル 7 階会議室

公聴すべき案件

海区漁場計画の変更について



7 水産第 182072 号
令和 7 年 11 月 17 日

香川海区漁業調整委員会
会長 北尾 登史郎 様

香川県知事 池田 豊 人

海区漁場計画の変更について（諮問）

このことについて、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 64 条第 4 項及び第 86 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 免許の内容となる事項

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| (1) 漁場の位置及び区域 | 別添漁場計画のとおり |
| (2) 漁業の種類 | 別添漁場計画のとおり |
| (3) 漁業の名称及び時期 | 別添漁場計画のとおり |
| (4) 存続期間 | 2 存続期間のとおり |
| (5) 区画漁業権については、
個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別添漁場計画のとおり |
| (6) 団体漁業権については、
その関係地区 | 別添漁場計画のとおり |

2 存続期間

- (1) 第一種区画漁業のうち藻類養殖業
令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで
- (2) 藻類養殖業を除く第一種区画漁業
令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日まで

3 条件 別添漁場計画のとおり

4 保全沿岸漁場 なし

計画番号 区第1号 (のり、あおのり、その他藻類)

(現 区第18号)

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜地先

点の位置

基点A 二本木ガラモ鼻

// B さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端

// C 大井峠

// D 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北東端

(北緯 34 度 20 分 48.263 秒、東経 134 度 11 分 55.962 秒の点)

// E 立石から海岸沿い北へ 30 メートルのところ

(北緯 34 度 20 分 50.47 秒、東経 134 度 11 分 28.322 秒の点)

// F さぬき市小串崎北端

// G 土庄町戸形崎

// H 土庄町大深山高頂 (227 メートル)

// I 新開漁港埋立地北端

(北緯 34 度 20 分 40.499 秒、東経 134 度 12 分 11.088 秒の点)

// J 白方大水門東端

(北緯 34 度 20 分 37.084 秒、東経 134 度 11 分 49.533 秒の点)

// K 白方漁港南防波堤突端

(北緯 34 度 20 分 42.065 秒、東経 134 度 11 分 33.65 秒の点)

// L 白方漁港北防波堤突端

(北緯 34 度 20 分 43.428 秒、東経 134 度 11 分 32.79 秒の点)

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

// ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点

(北緯 34 度 21 分 12 秒、東経 134 度 12 分 16 秒の点)

// ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点

(北緯 34 度 21 分 0 秒、東経 134 度 11 分 50 秒の点)

// ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

// ホ ロからC見通し線上ロから 250 メートルのところ

(北緯 34 度 21 分 4 秒、東経 134 度 12 分 19 秒の点)

// ヘ ハからD見通し線上ハから 250 メートルのところ

(北緯 34 度 20 分 53 秒、東経 134 度 11 分 54 秒の点)

// ト Jから鴨部川左岸と直角に東への延長線と鴨部川右岸との交差点

(北緯 34 度 20 分 38.764 秒、東経 134 度 11 分 54.037 秒の点)

漁場の区域 イロ、ロハ、ハヘ、ヘホ、ホI、トJ、KL、Eハ、ハニ、ニイの10直線とIト、JK、LE間最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	10月1日から翌年7月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年9月30日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

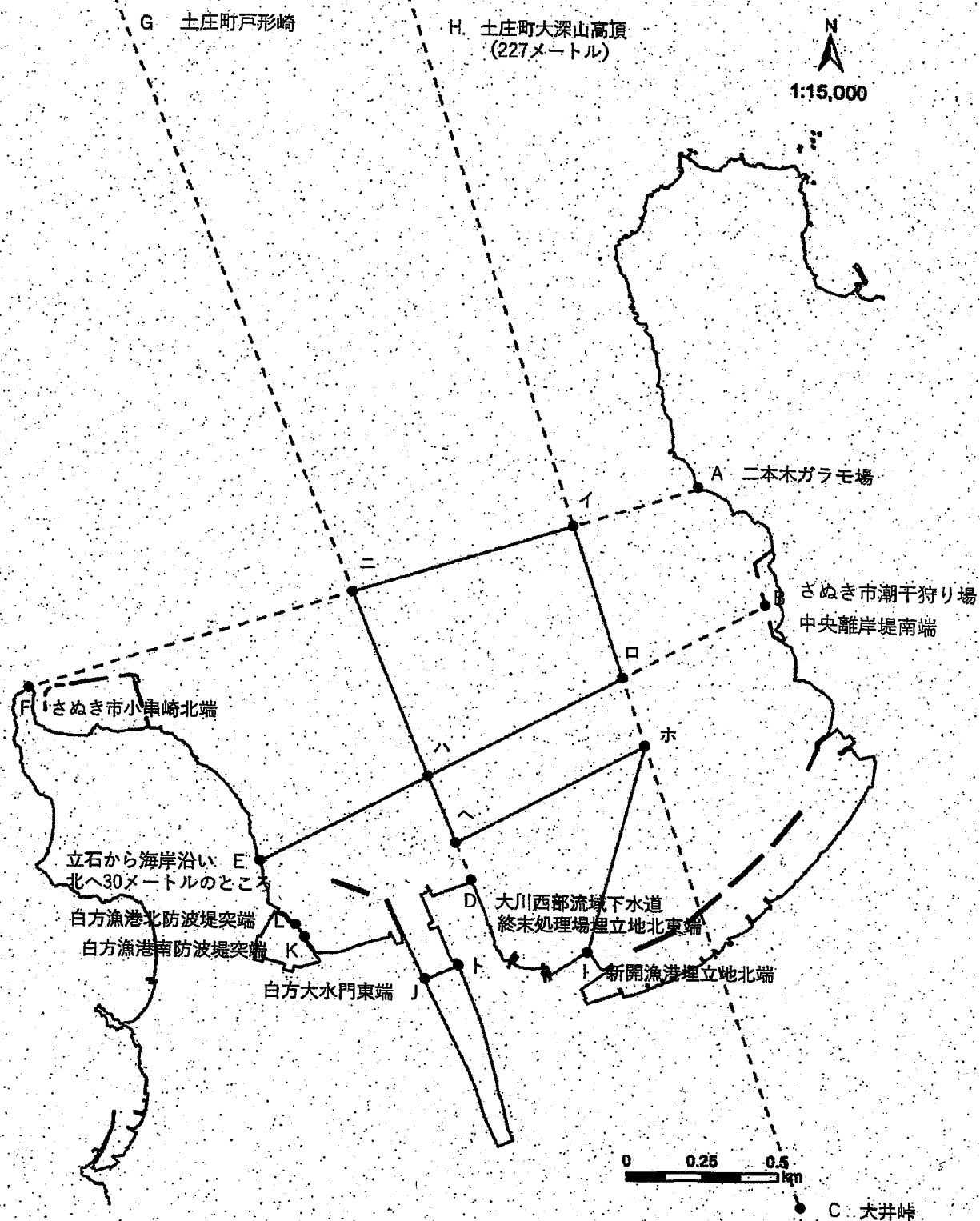
5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 さぬき市鴨庄



計画番号 区第2号（わかめ、のり、あおのり、その他藻類）

（現 区第19号）

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄白方地先

点の位置

基点A 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ

// B 白方十字岩

// C 小串高頂

// D さぬき市猿子島高頂

// E 小串崎北端

// F 二本木ガラモ鼻

// G さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端

// H バベギ鼻

// I 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北東端

// J 土庄町戸形崎

点 イ AからG見通し線上Aから50メートルのところ

（北緯34度20分51秒、東経134度11分30秒の点）

// ロ BからH見通し線上Bから50メートルのところ

（北緯34度20分56秒、東経134度11分29秒の点）

// ハ CからD見通し延長線とEからF見通し線との交差点

（北緯34度21分14秒、東経134度11分12秒の点）

// ニ EからF見通し線とIからJ見通し線との交差点

（北緯34度21分21秒、東経134度11分41秒の点）

// ホ AからG見通し線とIからJ見通し線との交差点

（北緯34度21分0秒、東経134度11分50秒の点）

漁場の区域 ニホ、ホイ、イロ、ロハ、ハニの5直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	10月1日から翌年7月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年9月30日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

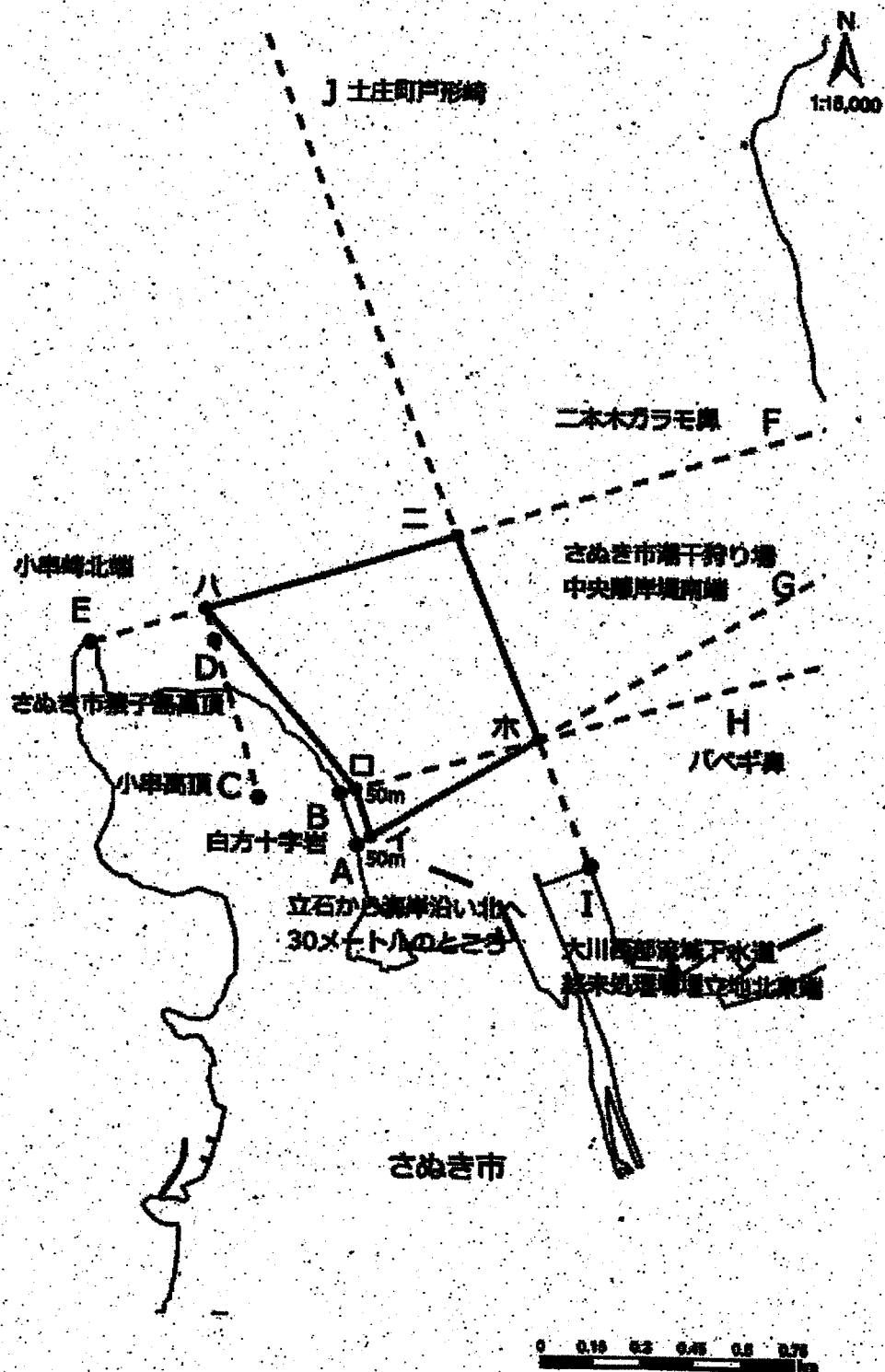
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 さぬき市鴨庄

区第2号



計画番号 区第3号（かき、あさり）

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄穴子地先

点の位置

基点A ヒョウタンゴ鼻北端

〃 B 穴子海岸北西端

〃 C 穴子中央三差路

〃 D 穴子水門北防砂堤突端

〃 E 高松市牟礼港赤灯台

点 イ AからB見通し線とDからE見通し線との交差点

〃 ロ BからA見通し線上Bから50メートルのところ

（北緯34度20分45秒、東経134度11分6秒の点）

〃 ハ ホからニ見通し延長線とホからイ見通し線と平行にロから東に見通した線との交差点

（北緯34度20分45秒、東経134度11分13秒の点）

〃 ニ CからE見通し線上Cから50メートルのところ

（北緯34度20分39秒、東経134度11分13秒の点）

〃 ホ DからE見通し線上Dから20メートルのところ

（北緯34度20分37秒、東経134度11分13秒の点）

漁場の区域 Bロ、ロハ、ハホ、ホイ、イAの5直線とAB間最大高潮時海岸線に囲

まれた区域

に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

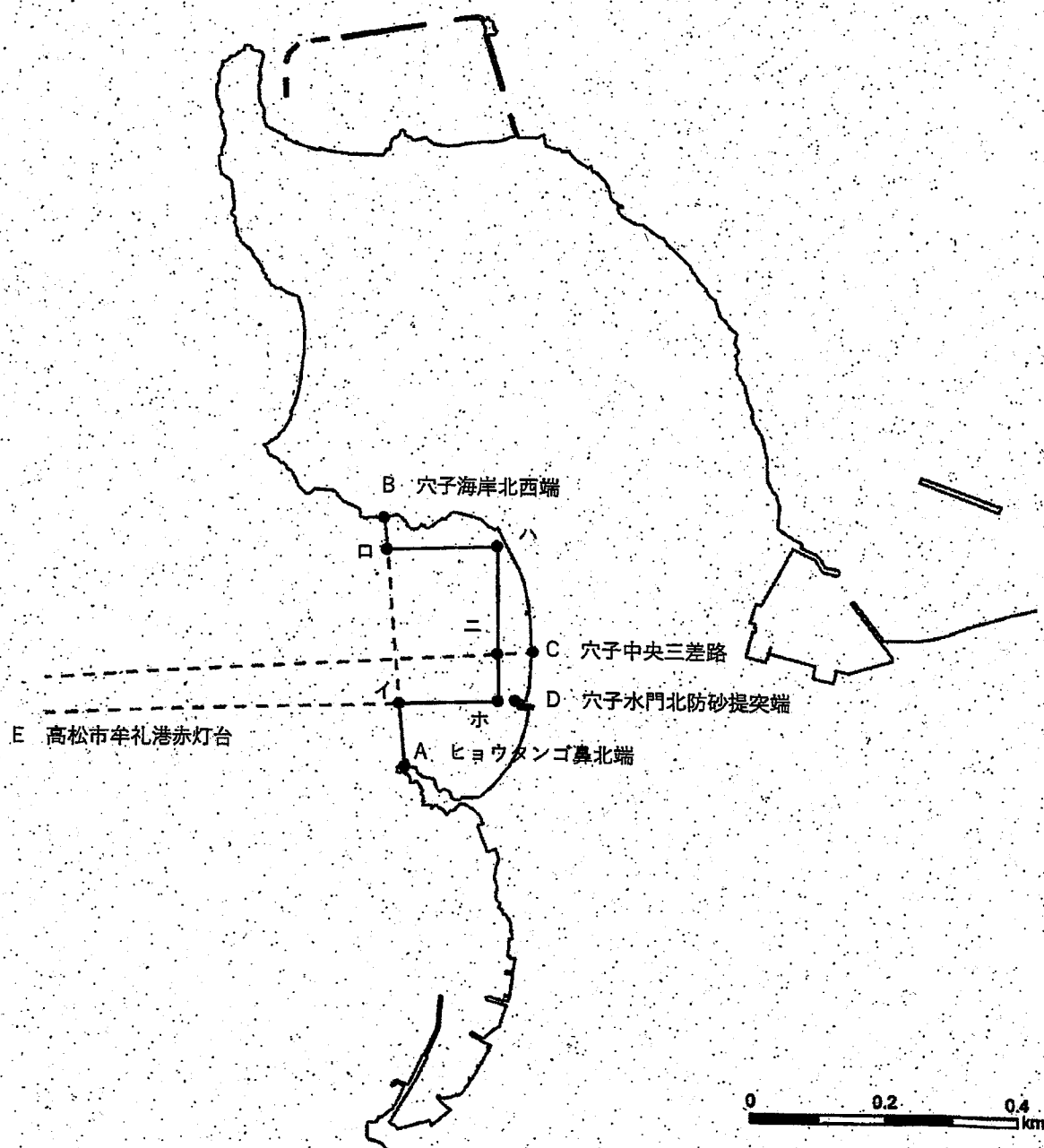
イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 さぬき市鴨庄

区第3号

N
1:7,500



計画番号 区第4号（ぶり類、まだい、その他魚類）

（現 区第419号）

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜沖地先

点の位置

基点A 小串崎北端

〃 B 高松市牟礼港赤灯台

〃 C 土庄町大深山高頂（227メートル）

〃 D 土庄町高見山高頂（153メートル）

〃 E イモクイ

〃 F 二本木鼻

〃 G 大井峠

〃 H 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北西角から護岸沿い東へ33メートルのところ

点 イ ホからF見通し線とHからD見通し線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とHからD見通し線との交差点
（北緯34度21分44秒、東経134度11分43秒の点）

〃 ハ BからE見通し線とGからC見通し線との交差点
（北緯34度21分53秒、東経134度12分1秒の点）

〃 ニ ホからF見通し線とGからC見通し線との交差点

〃 ホ AからD見通し線上Aから150メートルのところ
（北緯34度21分15秒、東経134度10分58秒の点）

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	3月15日から翌年2月末日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

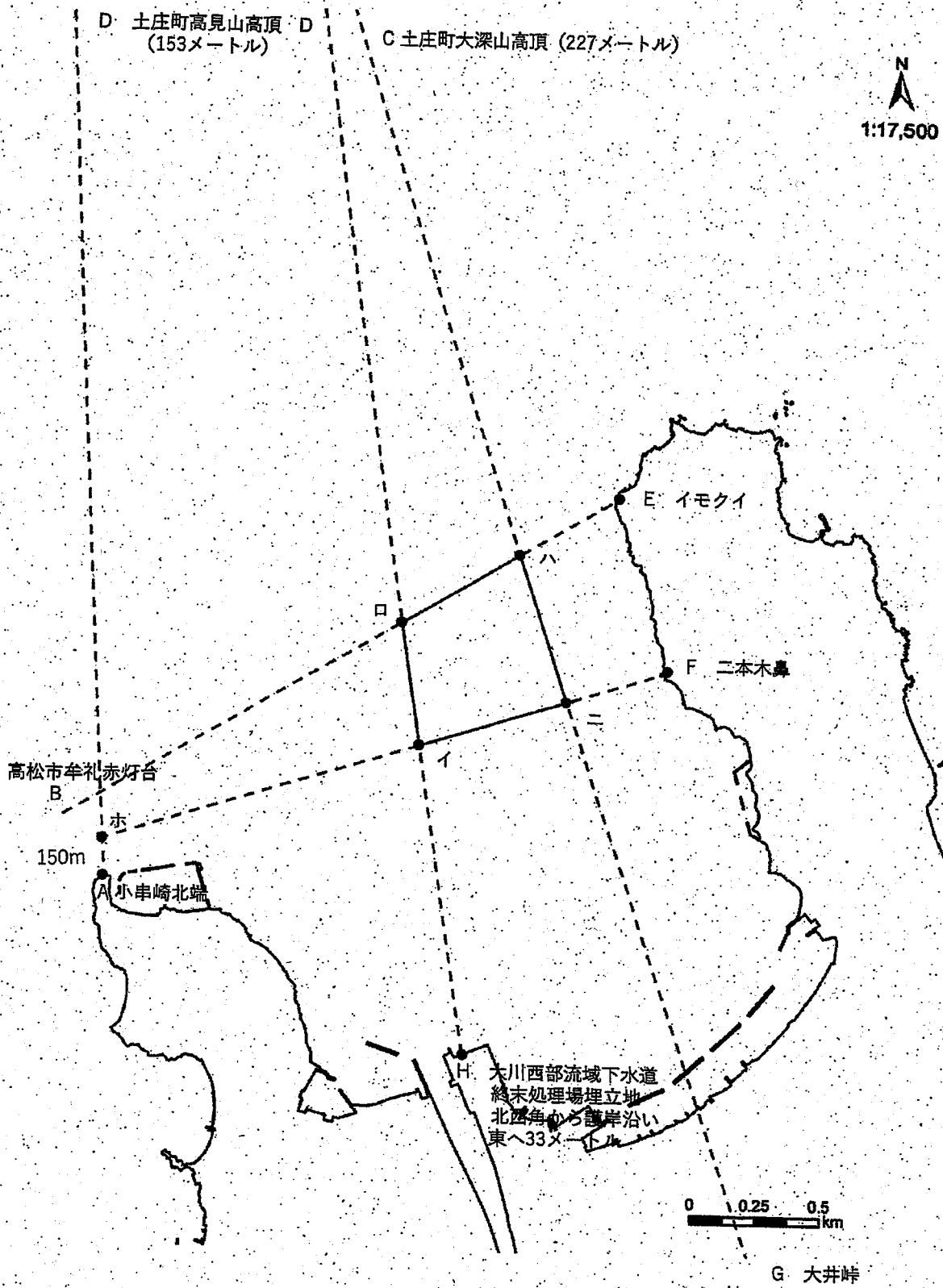
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 さぬき市鴨庄

区第4号



計画番号 区第5号 (かき、あさり)

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町小部地先

点の位置

基 点 基点A 小島西端

// B シルバービーチ西砂止突端

// C 小部漁港2号導流堤西側突端

// D 小部漁港5号防砂堤西側突端(東側左岸突端)

// E 小部漁港1号防波堤基部

// F 小島北端

点 イ AからB見通し線上AからBへ214メートルのところ
(北緯34度32分58秒、東経134度17分49秒の点)

// ロ EからF見通し線上FからEへ317メートルのところ
(北緯34度33分5秒、東経134度18分7秒の点)

// ハ Dからイ見通し線とCからロ見通し線との交差点
(北緯34度32分57秒、東経134度18分7秒の点)

漁場の区域 Aイ、イハ、ハロ、ロFの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

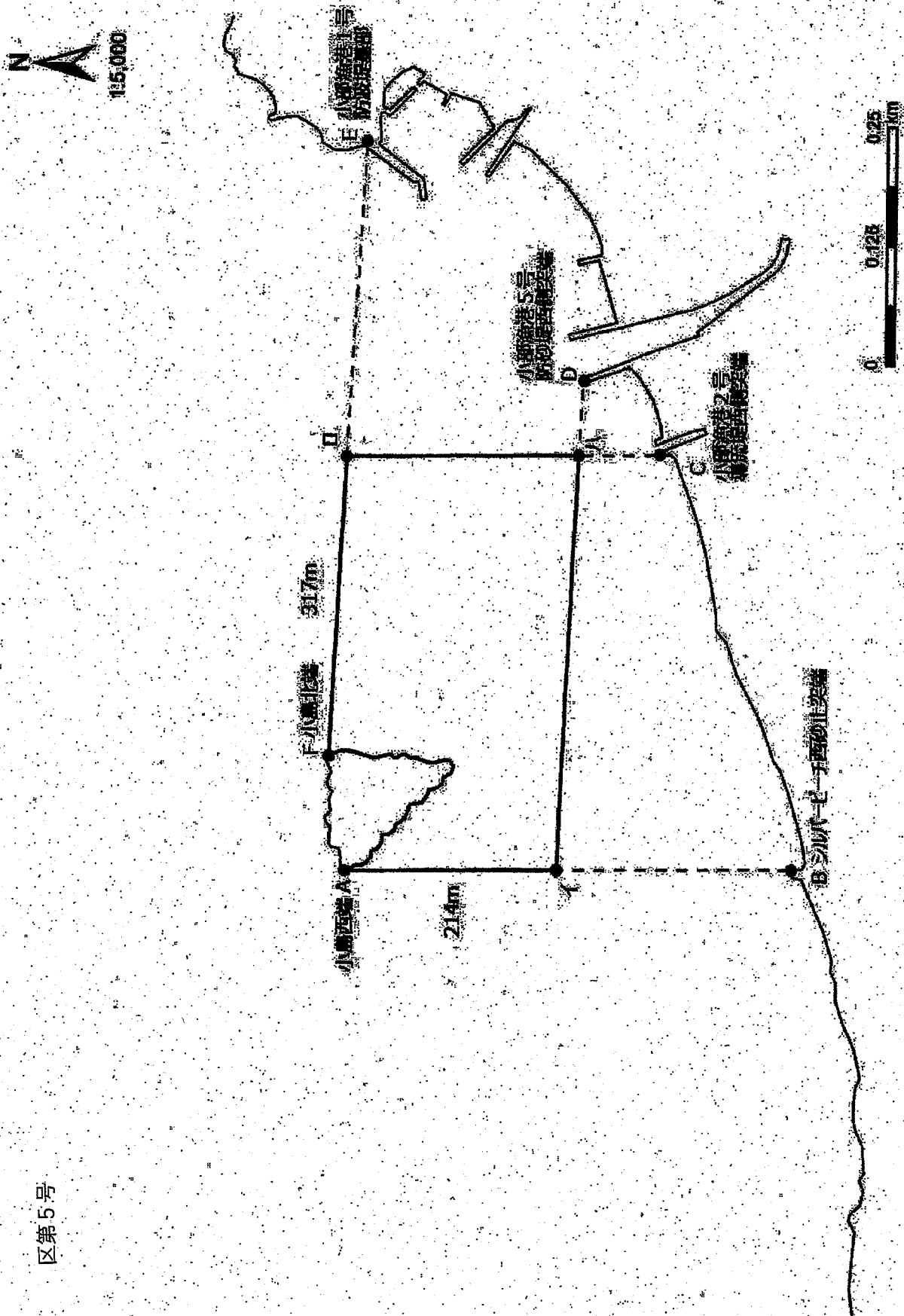
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡土庄町大部

区第5号



計画番号 区第6号 (かき、あさり)

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町大部中藻沖

点の位置

基 点 基点A 高良鼻西端

〃 B 大島南端

〃 C 桂川東岸北角

〃 D ウノ石

〃 E 小島北端

〃 F 中ノ島高頂

点 イ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点
(北緯34度33分15秒、東経134度16分50秒の点)

〃 ロ CからD見通し線とEからF見通し線との交差点
(北緯34度33分13秒、東経134度17分0秒の点)

〃 ハ DからC見通し線上ロからCへ300メートルのところ
(北緯34度33分3秒、東経134度17分0秒の点)

〃 ニ AからB見通し線上イからAへ314メートルのところ
(北緯34度33分6秒、東経134度16分44秒の点)

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

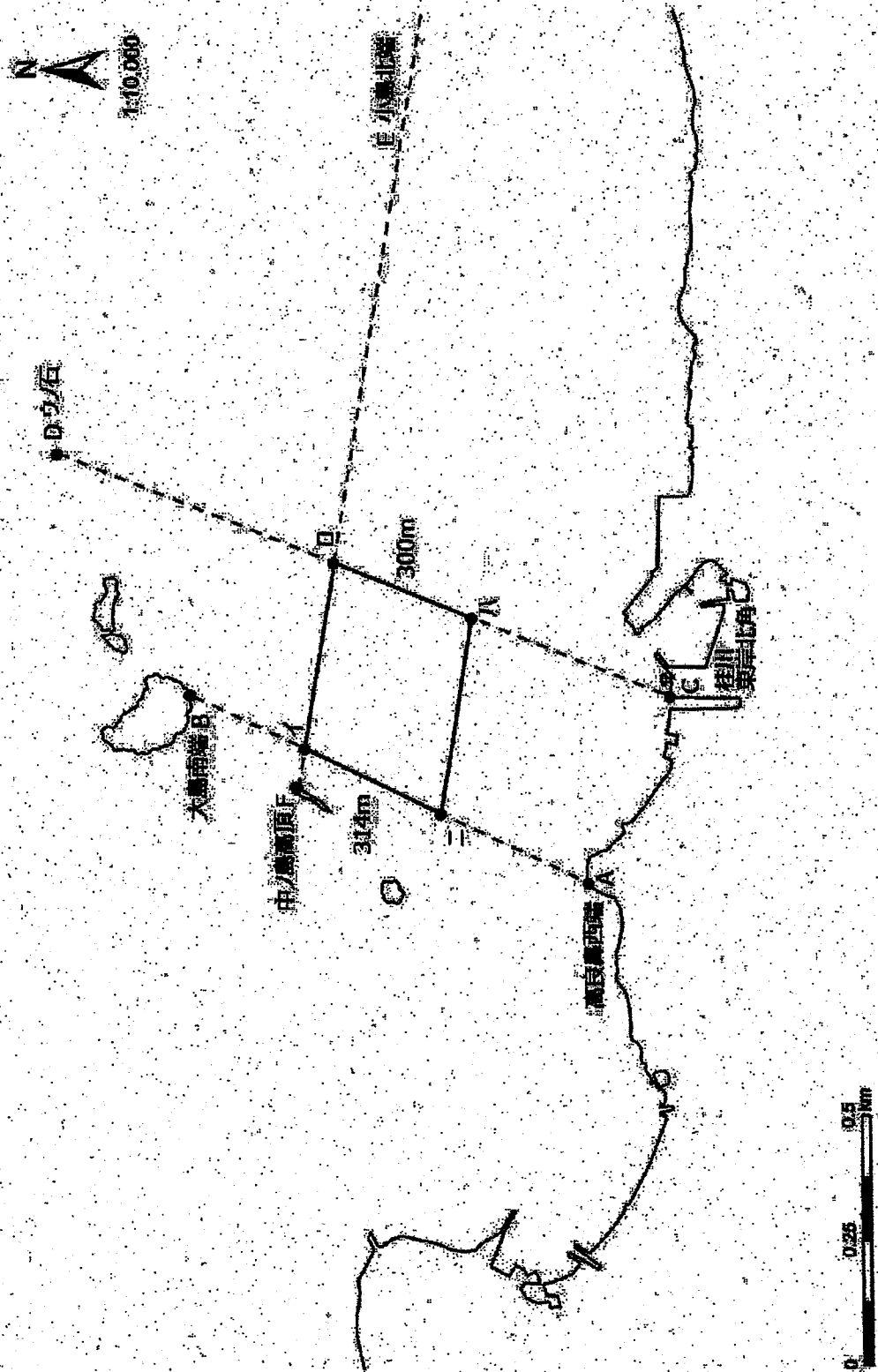
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡土庄町大部

区第6号:



計画番号 区第7号 (かき、あさり)

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦地先

点の位置

基 点 基点A 家浦港外一文字防波堤南東角

〃 B 家浦港外一文字防波堤南東角から100メートルのところ

点 イ AからB見通し線と直角にAから南に50メートルのところ
(北緯34度29分30秒、東経134度3分42秒の点)

〃 ロ AからB見通し線と直角にBから南に50メートルのところ
(北緯34度29分29秒、東経134度3分38秒の点)

〃 ハ AからB見通し線と直角にBから南に20メートルのところ
(北緯34度29分30秒、東経134度3分38秒の点)

〃 ニ AからB見通し線と直角にAから南に20メートルのところ
(北緯34度29分31秒、東経134度3分41秒の点)

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

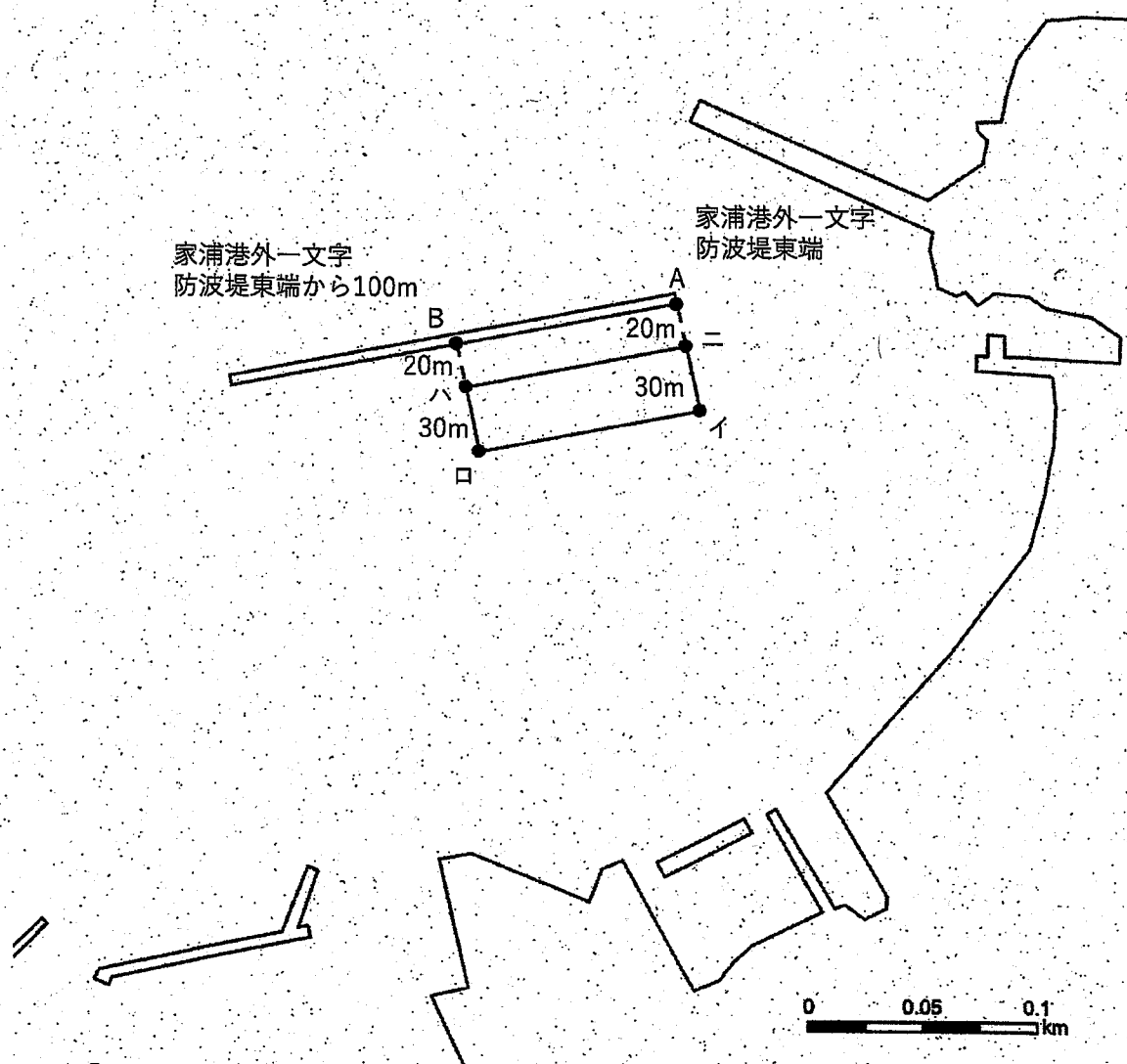
イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡土庄町豊島家浦

区第7号

N
1:2,500



計画番号 区第8号 (かき)

1. 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小江地先

イ 点の位置

基 点 A 沖之島灯台

B 沖之島西南端

ウ 漁場の区域 AからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

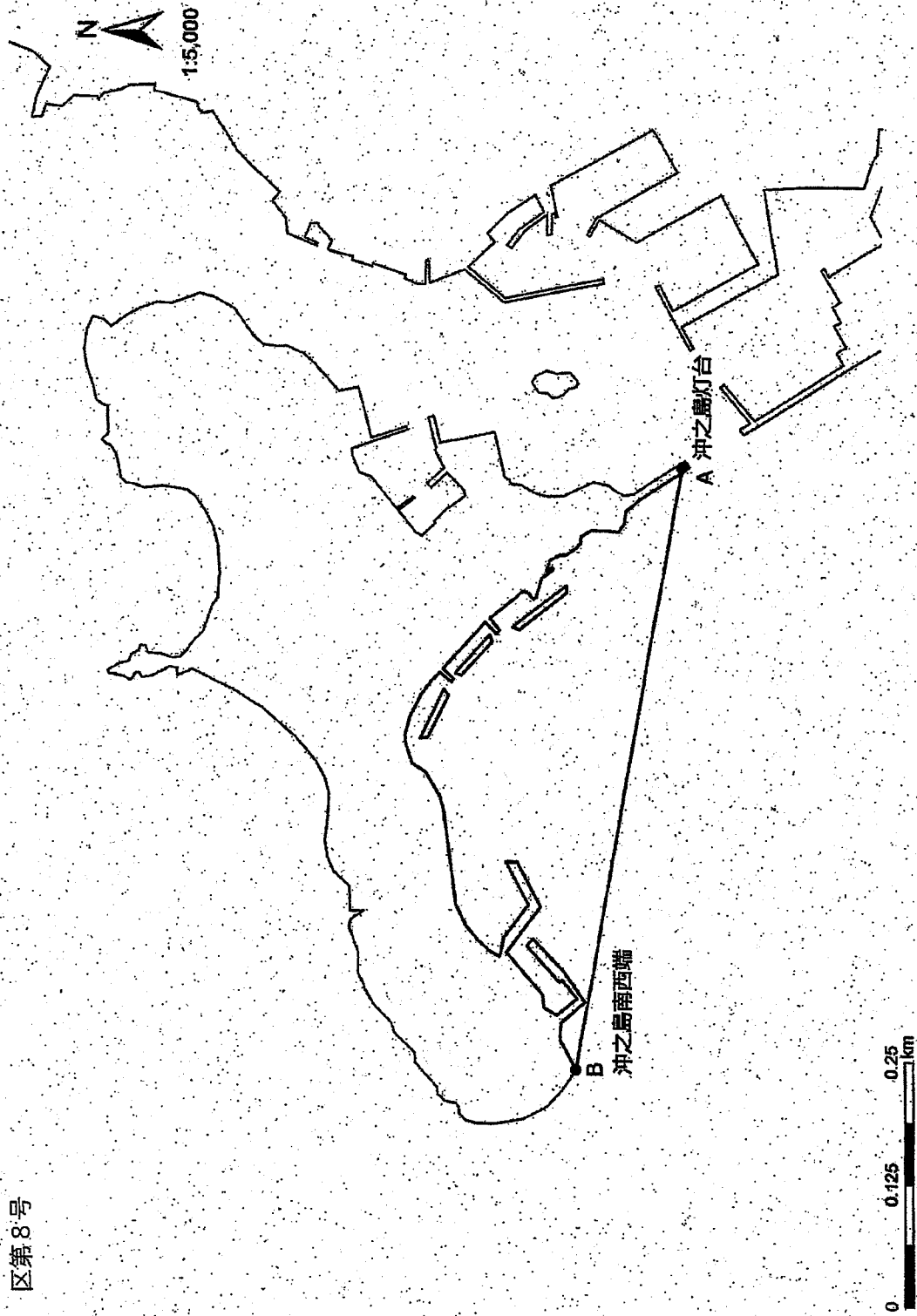
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡土庄町小江

区第8号



計画番号 区第9号 (かき)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町伊喜末地先

イ 点の位置

基 点 A 室崎南端

B 土庄港入口灯浮標

C 皇路山高頂

点 イ BからC見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
(北緯34度29分48秒、東経134度10分11秒の点)

ウ 漁場の区域 AB、Bイの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

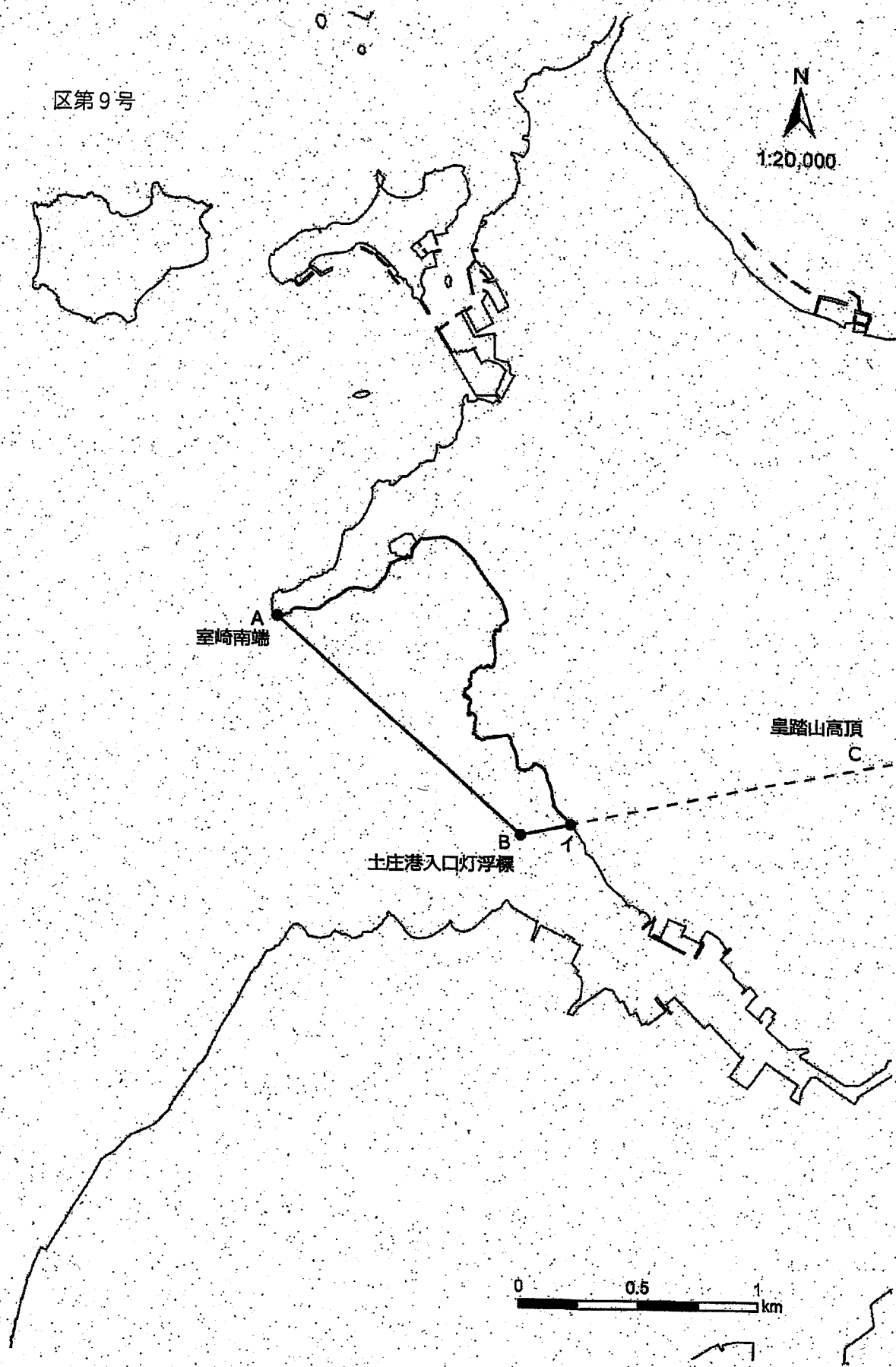
5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末



計画番号 区第10号 (かき)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町北浦小島地先

イ 点の位置

基 点 A 屋形崎北端

B 小島北端

C 小海漁港2号防波堤突端

D 北浦港南突堤基部

点 イ AからB見通し線上AからBへ600メートルのところ

(北緯34度31分55秒、東経134度13分43秒の点)

ロ AからB見通し線上イからBへ300メートルのところ

(北緯34度32分0秒、東経134度13分53秒の点)

ハ AからC見通し線上AからCへ630メートルのところ

(北緯34度31分50秒、東経134度13分46秒の点)

ニ AからD見通し線上AからDへ920メートルのところ

(北緯34度31分55秒、東経134度13分57秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

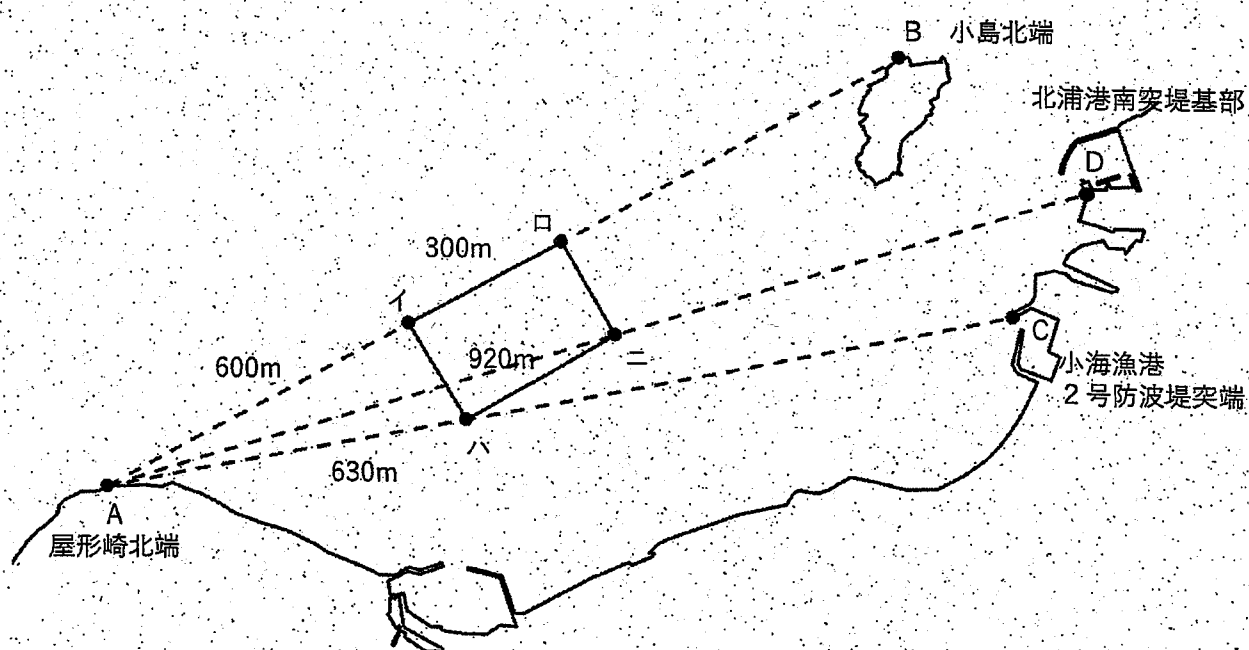
イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡土庄町馬越、屋形崎、見目、小海

区第10号

N
1:10,000



0 0.25 0.5 km

計画番号 区第11号 (かき)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町北浦元目地先

イ 点の位置

基 点 A 早崎北端

B 屋形崎北端

C 元目漁港1号防波堤突端

D 岡山県瀬戸内市前島女松山高頂

E 馬越港西護岸基部

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

(北緯34度31分25秒、東経134度12分2秒の点)

ロ AからB見通し線上イからBへ450メートルのところ

(北緯34度31分29秒、東経134度12分19秒の点)

ハ DからC見通し線上イからCへ200メートルのところ

(北緯34度31分19秒、東経134度12分5秒の点)

ニ ロからE見通し線上ロからEへ200メートルのところ

(北緯34度31分23秒、東経134度12分22秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

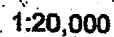
イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡土庄町馬越、屋形崎、見目、小海

10

D 岡山県瀬戸内市前島女松山高頂

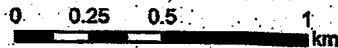


B

A 2

元目漁港
1号防波堤突端

馬越港西護岸基部



計画番号 区第12号 (かき)

(現 区第55号)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町田浦地先

イ 点の位置

基 点 A 田浦漁港第三護岸北側から護岸沿い南東へ10メートルのところ

B 田浦中ノ鼻

ウ 漁場の区域 AからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

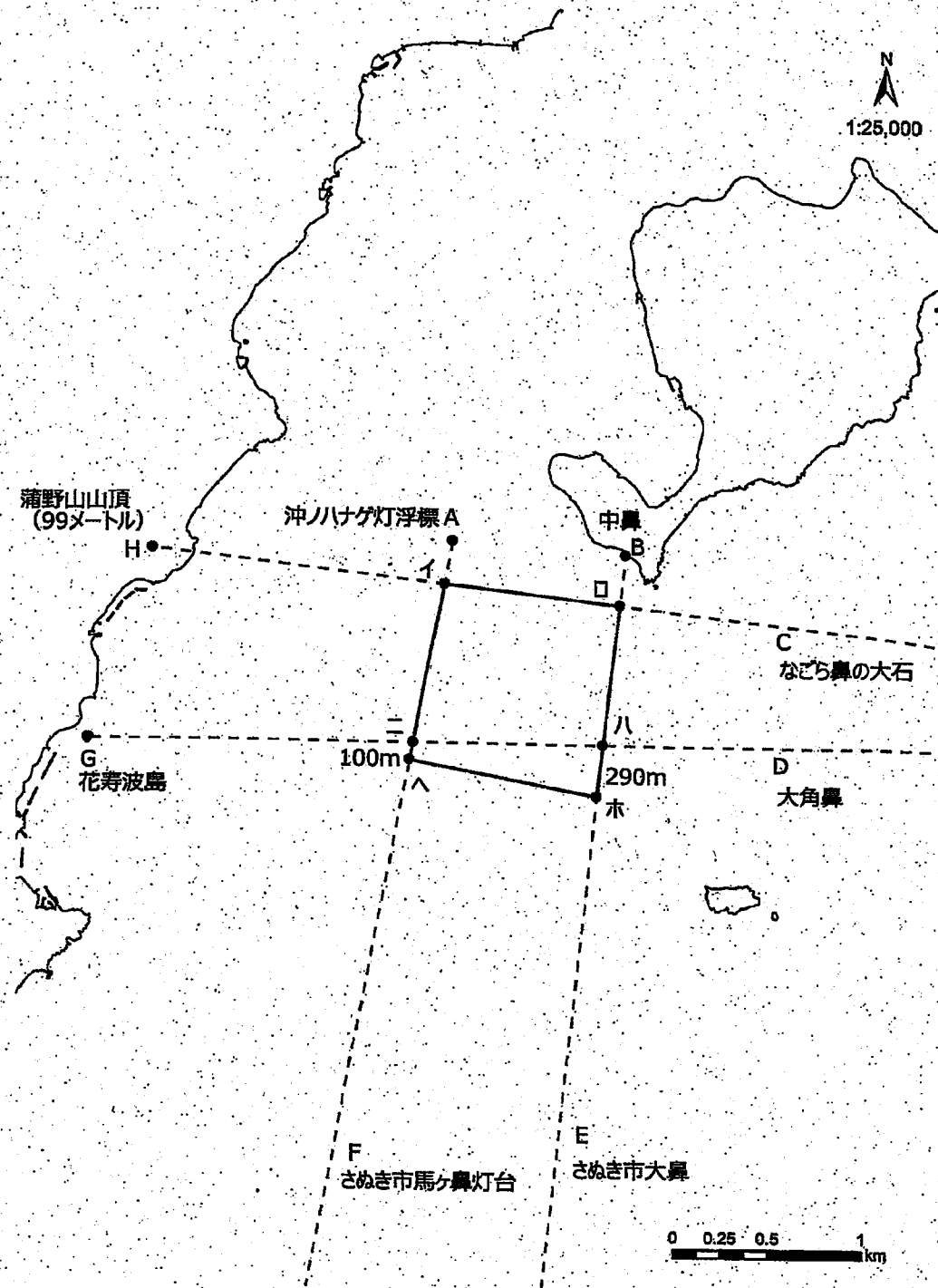
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽、堀越、田浦、西村

区第12号



計画番号 区第13号 (のり)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町田浦南地先

イ 点の位置

- 基 点 A 沖ノハナゲ灯浮標
 B 中鼻
 C なごら鼻の大石
 D 大角鼻
 E さぬき市太鼻
 F さぬき市馬ヶ鼻灯台
 G 小豆島町花寿波島
 H 小豆島町蒲野山山頂 (99メートル)
- 点 イ AからF見通し線とHからC見通し線との交差点
 (北緯34度26分30秒、東経134度16分19秒の点)
 ロ BからE見通し線とHからC見通し線との交差点
 (北緯34度26分26秒、東経134度16分56秒の点)
 ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点
 ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点
 ホ BからE見通し線上ハからEへ290メートルのところ
 (北緯34度25分51秒、東経134度16分51秒の点)
 ヘ AからF見通し線上ニからFへ100メートルのところ
 (北緯34度25分58秒、東経134度16分11秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロホ、ホヘ、ヘイの4直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年9月30日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

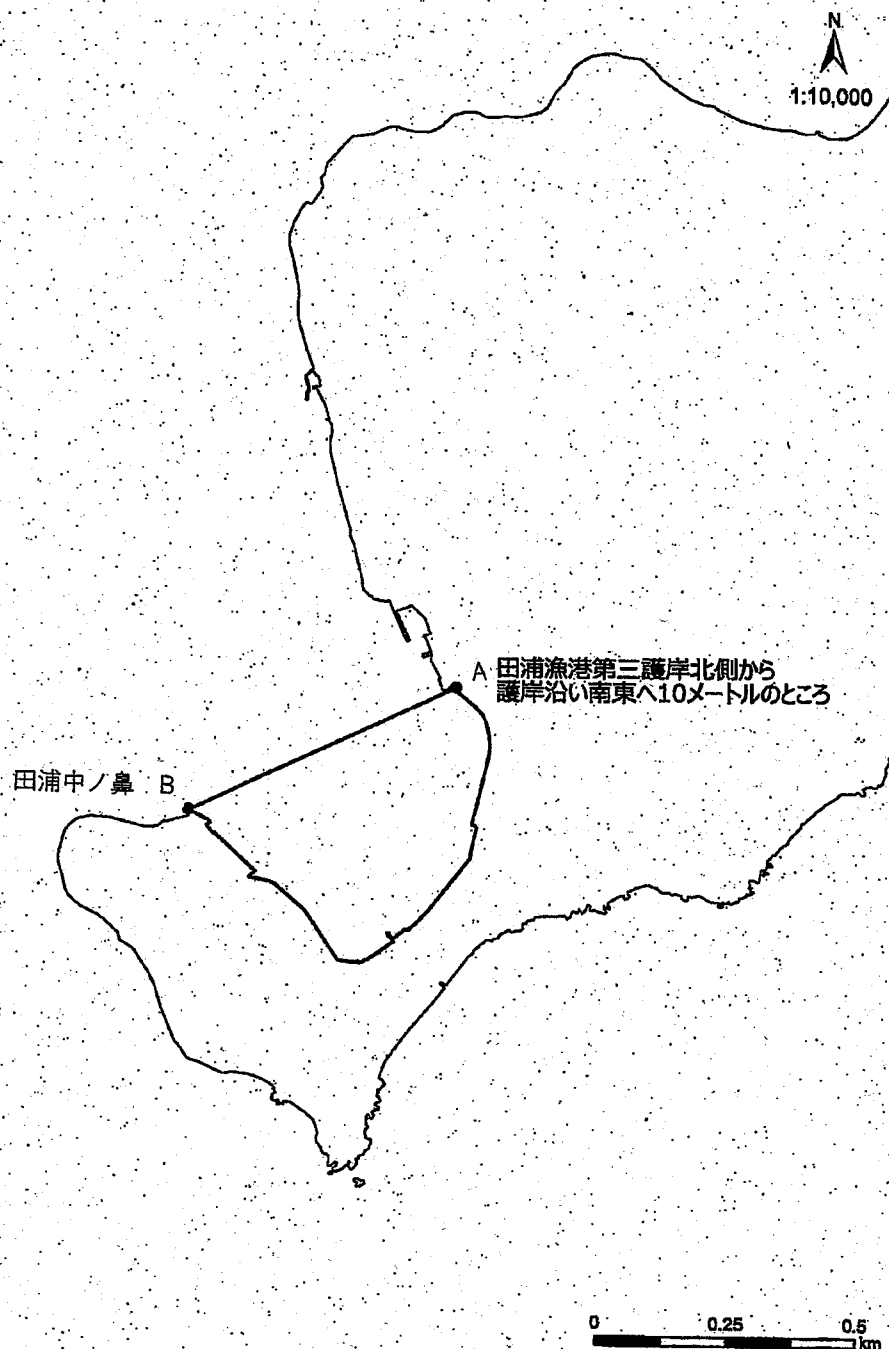
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽、堀越、田浦、西村

区第13号



計画番号 区第14号（かき）

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町富士漁港西地先

イ 点の位置

基 点 A 長者鼻高頂

B 崩鼻西北端

C 富士漁港西防波堤突端

D 神浦墓地南端

点 イ AからB見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

（北緯 34 度 26 分 12 秒、東経 134 度 13 分 36 秒の点）

ロ AからB見通し線上イから 200 メートルのところ

（北緯 34 度 26 分 6 秒、東経 134 度 13 分 35 秒の点）

ハ CからD見通し線上Cから 130 メートルのところ

（北緯 34 度 26 分 11 秒、東経 134 度 14 分 10 秒の点）

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

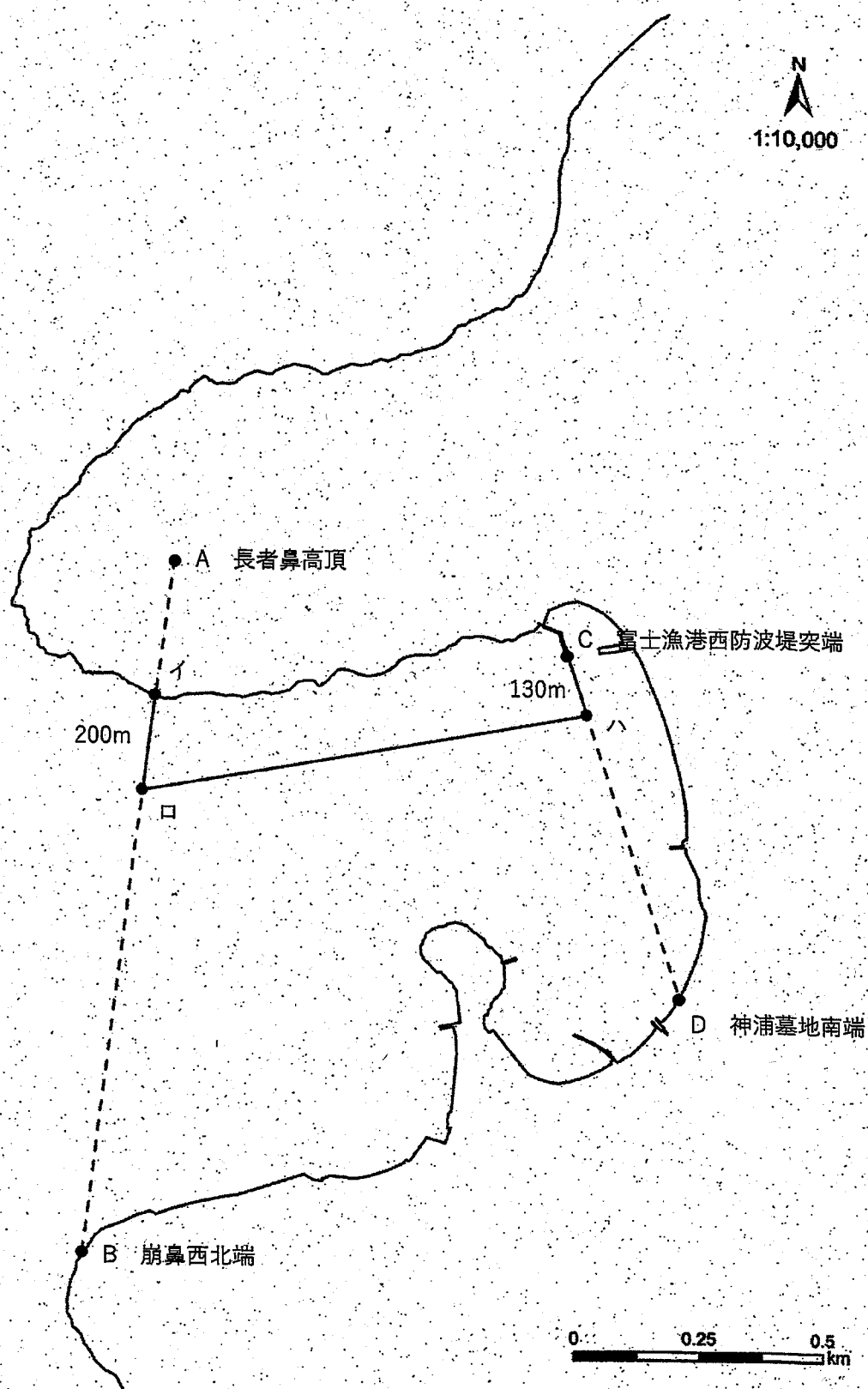
5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町神浦



計画番号 区第15号(かき)

1. 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町権現崎東地先

イ 点の位置

基 点 A 権現崎北東端

B 三都港1号防砂堤突端

C 三都港2号防波堤突端

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

(北緯34度25分57秒、東経134度14分1秒の点)

ロ CからB見通し線上Cから50メートルのところ

(北緯34度25分55秒、東経134度14分6秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2. 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

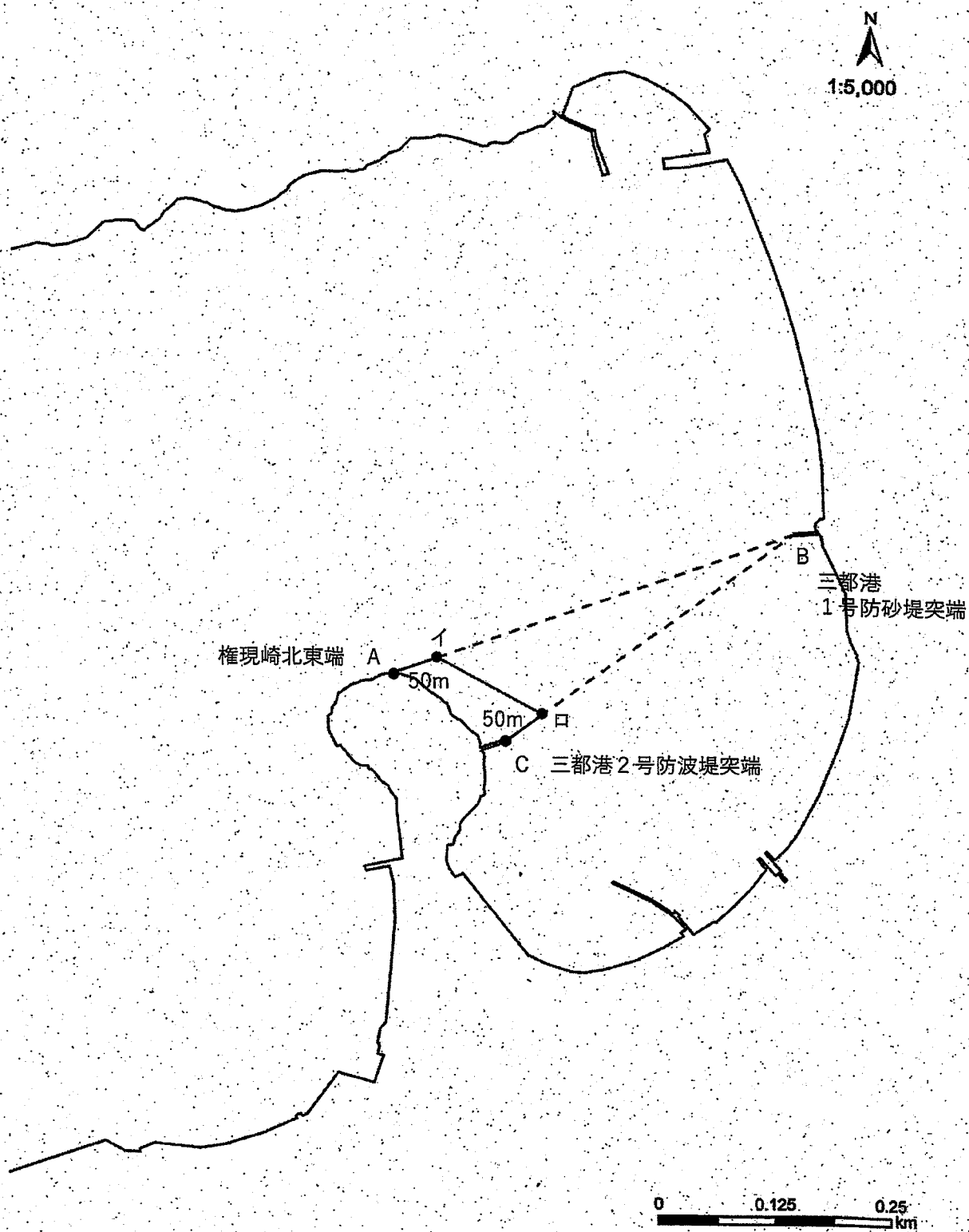
5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町神浦



計画番号 区第16号(かき)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町権現崎西地先

イ 点の位置

基 点 A 権現崎北西端

B 男木島北東端

C 三都港2号防砂堤突端

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ
(北緯34度25分56秒、東経134度13分56秒の点)

ロ CからB見通し線上Cから50メートルのところ
(北緯34度25分50秒、東経134度13分56秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

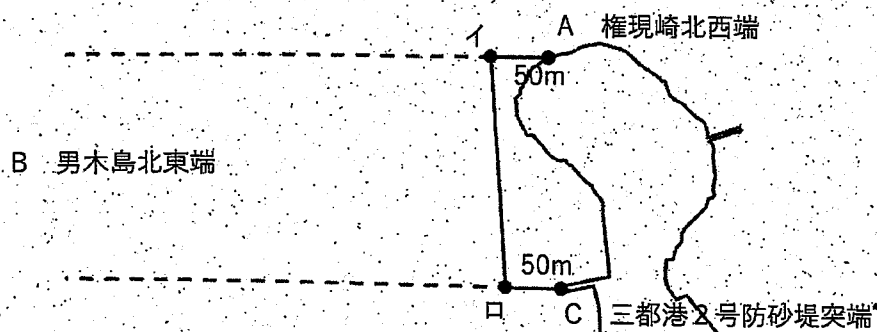
イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町神浦

区第16号

N
1:5,000



0 0.125 0.25 km

計画番号 区第17号(かき)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町神浦地先

イ 点の位置

基 点 A 三都港2号防砂堤突端

B 崩鼻西北端

C 長者鼻

点 イ BからC見通し線Bから200メートルのところ

(北緯34度25分41秒、東経134度13分29秒の点)

ウ 漁場の区域 Bイ、イAの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

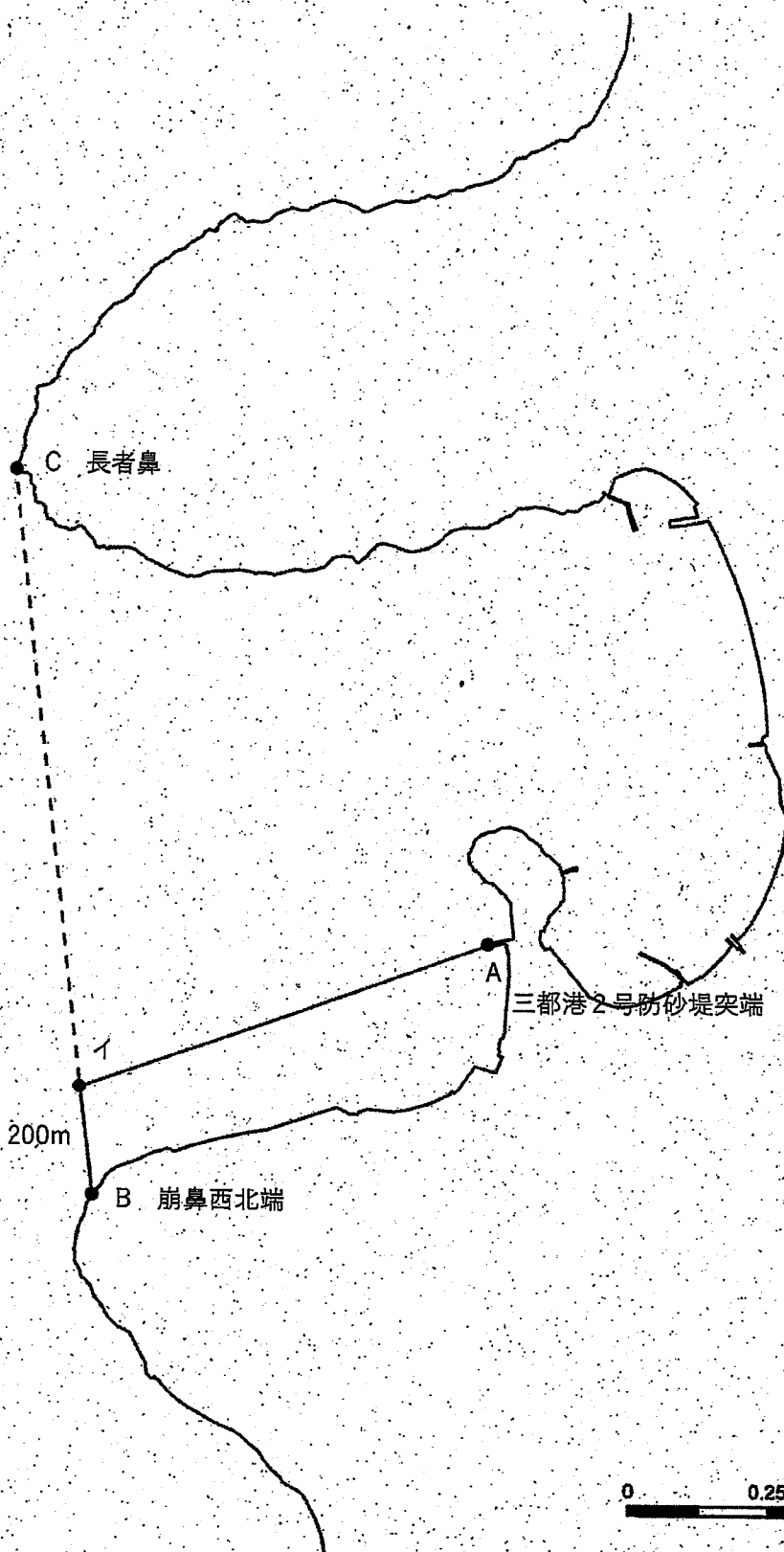
5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町神浦



N
1:10,000

0 0.25 0.5 km

計画番号 区第18号 (かき)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町吉野地先

イ 点の位置

- 基 点 A 長者鼻東の高頂
 B 吉野高頂
 C 旧二生村、三都村池田湾側境界
 (北緯 34 度 27 分 20.041 秒、東経 134 度 14 分 15.767 秒の点)
 D 飛崎南端
 E 富岡八幡宮の森高頂
 F 大余島南端
 G 土庄町黒崎南端
- 点 イ AからF見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
 ロ AからC見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
 ハ BからG見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
 ニ イからE見通し線上イからEへ50メートルのところ
 (北緯 34 度 26 分 34 秒、東経 134 度 13 分 41 秒の点)
 ホ イからE見通し線上イからEへ140メートルのところ
 (北緯 34 度 26 分 37 秒、東経 134 度 13 分 39 秒の点)
 ヘ ロからE見通し線上ロからEへ100メートルのところ
 (北緯 34 度 26 分 39 秒、東経 134 度 13 分 57 秒の点)
 ト ハからD見通し線上ハからDへ50メートルのところ
 (北緯 34 度 26 分 49 秒、東経 134 度 14 分 7 秒の点)
 チ ハからD見通し線上ハからDへ140メートルのところ
 (北緯 34 度 26 分 51 秒、東経 134 度 14 分 5 秒の点)

ウ 漁場の区域 ニへ、へト、トチ、チホ、ホニの5直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

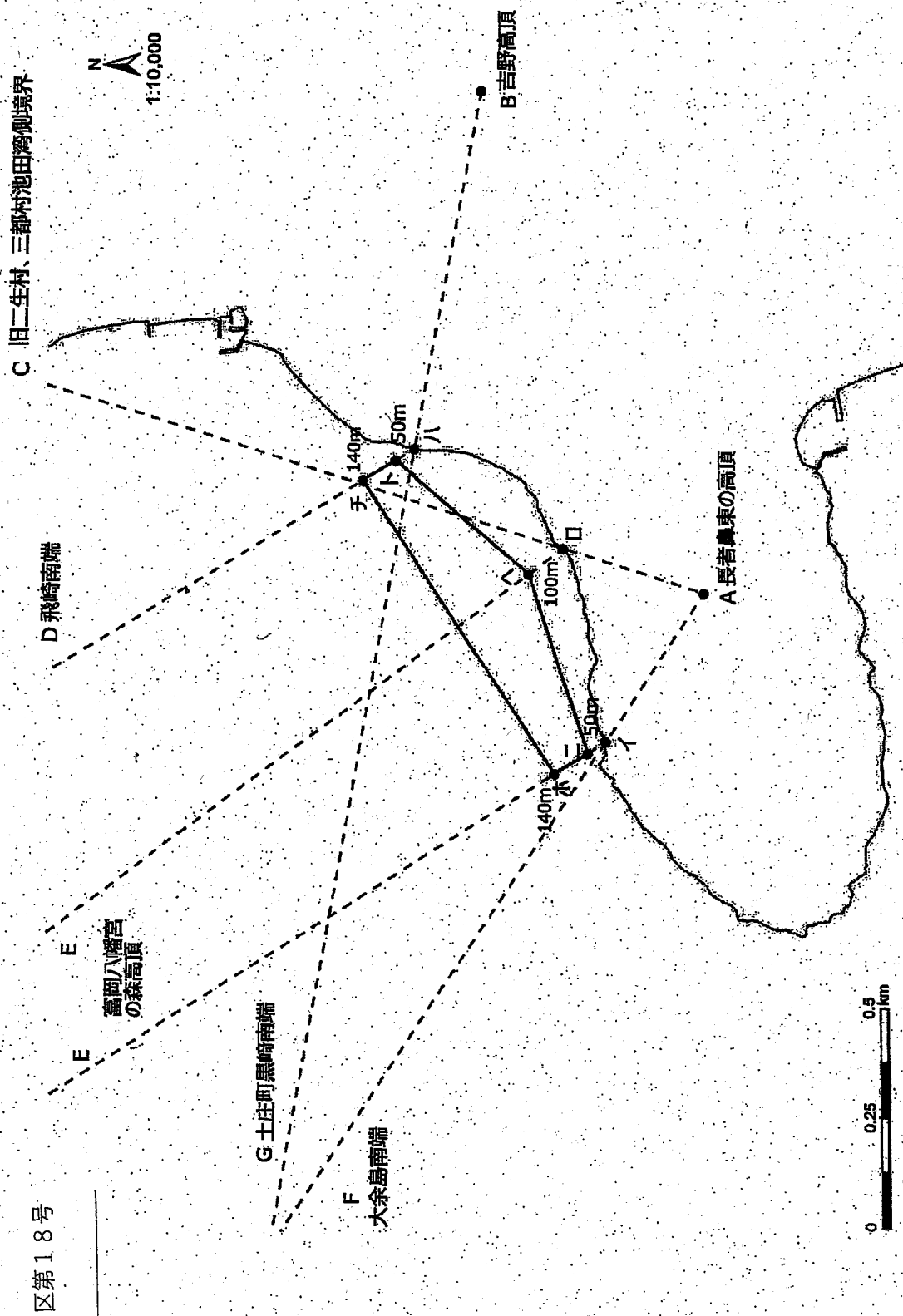
5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町吉野



計画番号 区第19号 (かき)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町室生地先

イ 点の位置

基点A 小豆島ふるさと村護岸西側屈曲部

(北緯 34 度 28 分 9.86 秒、東経 134 度 13 分 58.541 秒の点)

B 観音崎西端

C 沖の鼻

D 旧二生村、三都村池田湾側境界

(北緯 34 度 27 分 20.041 秒、東経 134 度 14 分 15.767 秒の点)

点 イ AからB見通し線上Aから 100 メートルのところ

(北緯 34 度 28 分 7 秒、東経 134 度 14 分 0 秒の点)

ロ CからD見通し線上Cから 150 メートルのところ

(北緯 34 度 28 分 4 秒、東経 134 度 13 分 48 秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

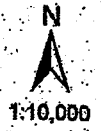
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町室生

区第19号



小豆島町

小豆島ふるさと村
護岸西側屈曲部

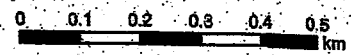
沖の鼻 C

150m

A 100m

B
観音崎西端

旧二生村、三都村 D
池田湾側境界



計画番号 区第20号 (かき)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町飛崎西地先

イ 点の位置

基点 A 観音崎南端

B 沖ノ鼻南端

C 大麻山高頂

D 東蒲生南防波堤基部

E 土庄町弁天島北端

F 土庄町大余島南端

G 高松市庵治町兜島北端

H 高松市庵治町高島南東端

点 イ AからE見通し線とDからG見通し線との交差点
(北緯34度28分18秒、東経134度12分21秒の点)

ロ AからE見通し線とCからH見通し線との交差点
(北緯34度28分11秒、東経134度12分44秒の点)

ハ BからF見通し線とCからH見通し線との交差点
(北緯34度28分5秒、東経134度12分42秒の点)

ニ AからE見通し線と直角にイから南へ引いた線とBからF見通し線との交差点(北緯34度28分4秒、東経134度12分16秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

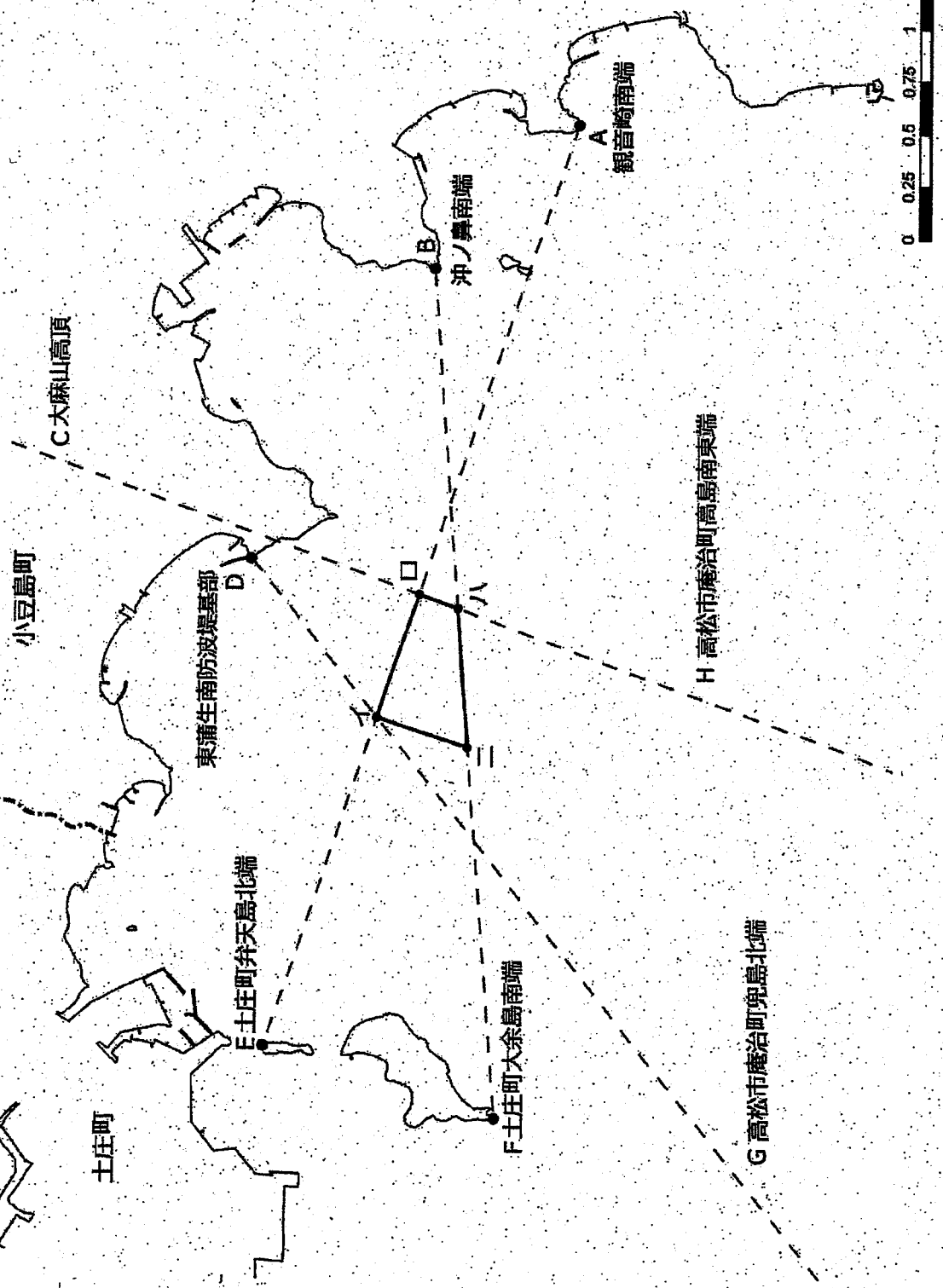
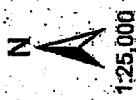
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町蒲生

区第20号



計画番号 区第21号 (かき、あさり、あかがい)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町北浦地先

イ 点の位置

基 点 A トビの巣鼻西端

B 北浦大石

C 坂出LNG岸壁北東角

D コスモ石油(株)10号岸壁北東角

点 イ AからC見通し線上Aから100メートルのところ
(北緯34度21分36秒、東経133度50分54秒の点)

ロ BからD見通し線上Bから100メートルのところ
(北緯34度21分27秒、東経133度50分48秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

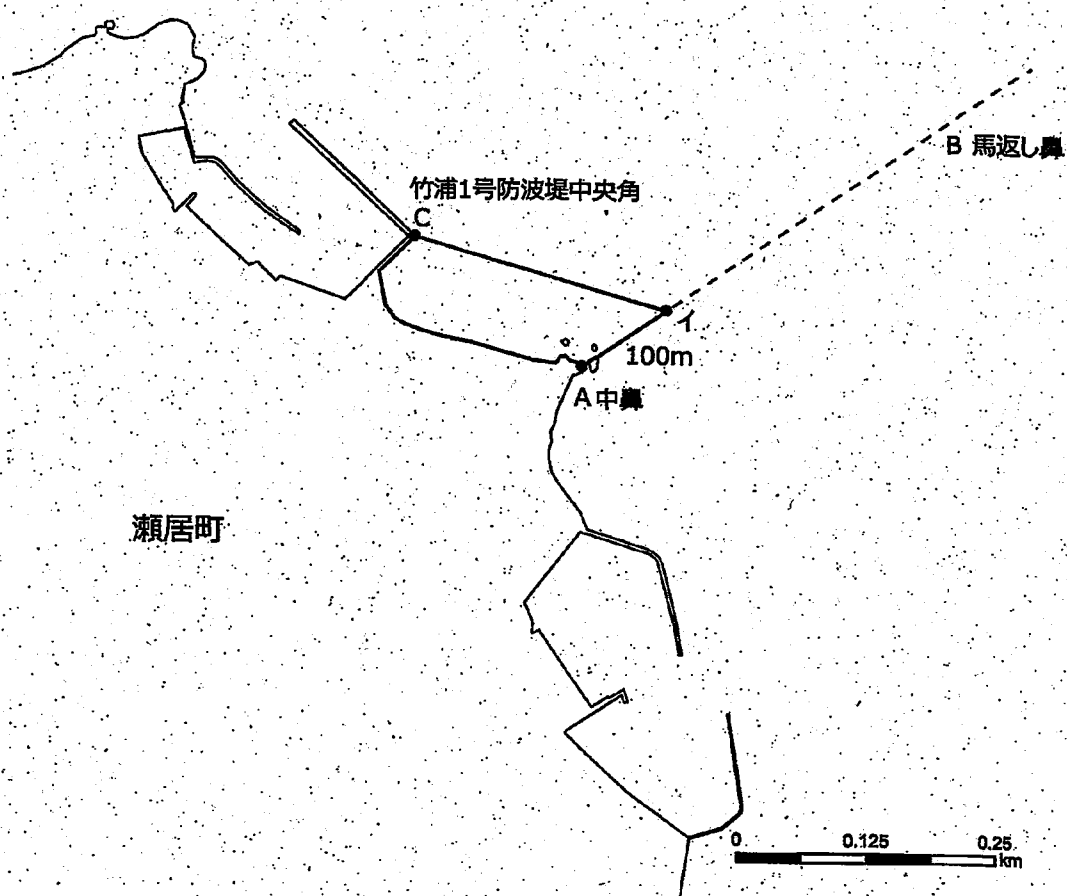
イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 坂出市瀬居町、沙弥島、与島町、岩黒、櫃石

区第21号

N
1:5,000



計画番号 区第22号 (かき、あさり、あかがい)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町竹浦地先

イ 点の位置

基 点 A 中鼻

B 馬返し鼻

C 竹浦1号防波堤中央角

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

(北緯34度21分29秒、東経133度51分32秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

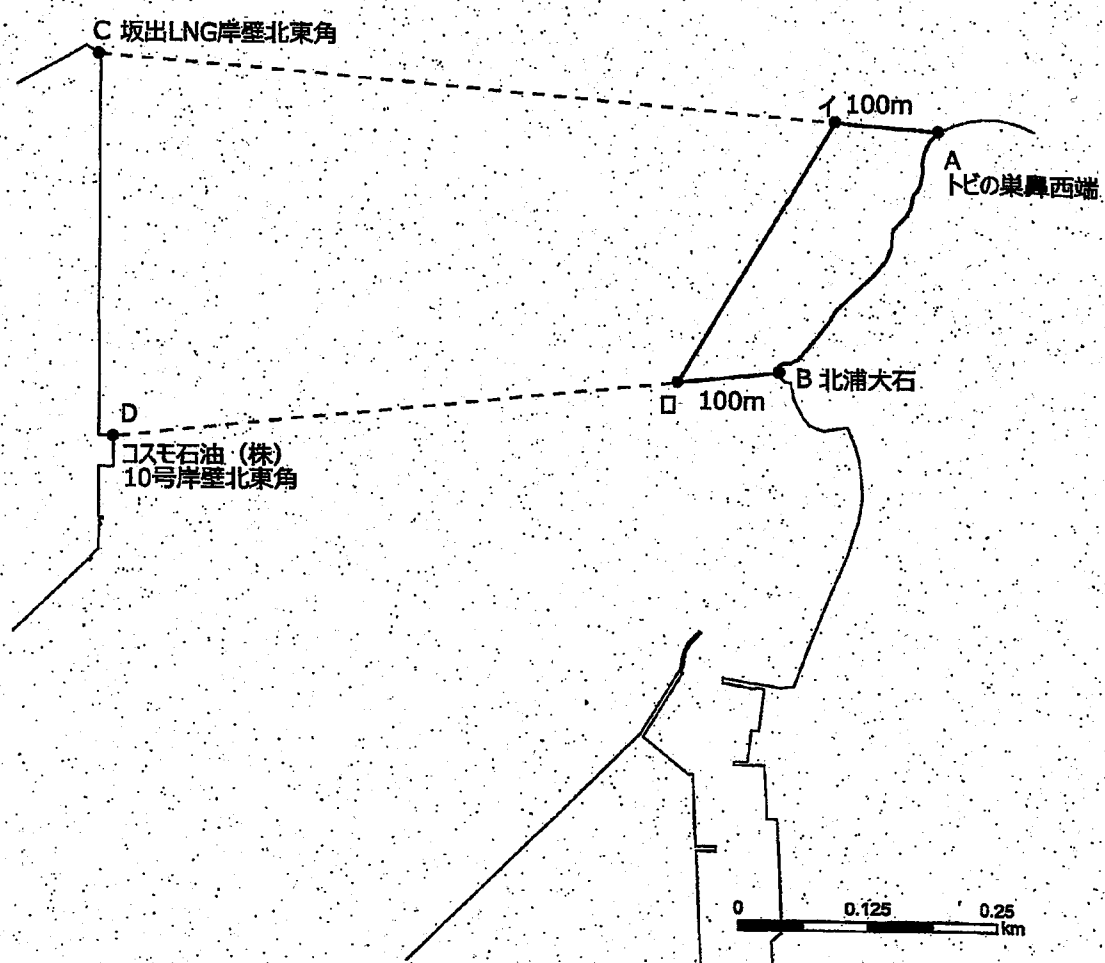
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 坂出市瀬居町、沙弥島、与島町、岩黒、櫃石

区第22号



計画番号 区第23号 (かき、あさり、あかがい)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町東浦漁港本浦地先

イ 点の位置

基 点 A 本浦中部防波堤東端

B 本浦南部防波堤突端

ウ 漁場の区域 直線ABと最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 坂出市瀬居町、沙弥島、与島町、岩黒、櫃石

区第23号

N
1:5,000

瀬居町

A本浦中部防波堤東端

B本浦南部防波堤突端

0 0.125 0.25 km

計画番号 区第24号 (かき、あさり、あかがい)

1. 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市沙弥島東地先

イ 点の位置

- 基 点 A 沙弥島北端
B 沙弥島天狗岩
C 番ノ州埋立地北西護岸西角
D 丸亀市本島町亀山鼻

点 イ BからC見通し線上Bから100メートルのところ

ロ BからD見通し線とAからイ見通し線との交差点

(北緯34度21分8秒、東経133度49分20秒の点)

ウ 漁場の区域 Aロ、ロBの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2. 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 坂出市瀬居町、沙弥島、与島町、岩黒、櫃石

区第24号



D 丸亀市本島町龜山鼻

沙弥島北端 A

C 番ノ州埋立地
北西護岸西角

100m

B
沙弥島天狗岩

番の州埋立地

0 0.1 0.2 0.3 0.4 0.5 km

計画番号 区第25号 (かき、あさり、あかがい)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市小与島地先

イ 点の位置

基 点 A 小与島南岸壁南西角

B 鍋島東端

C 浦城防波堤中央角 (基部から防波堤沿い南へ90メートルのところ)

点 イ Aから海岸沿い東へ190メートルのところ

(北緯34度23分21秒、東経133度49分48秒の点)

ロ イからB見通し線上イから100メートルのところ

(北緯34度23分19秒、東経133度49分45秒の点)

ハ AからC見通し線上Aから50メートルのところ

(北緯34度23分22秒、東経133度49分40秒の点)

ウ 漁場の区域 Aハ、ハロ、ロイの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

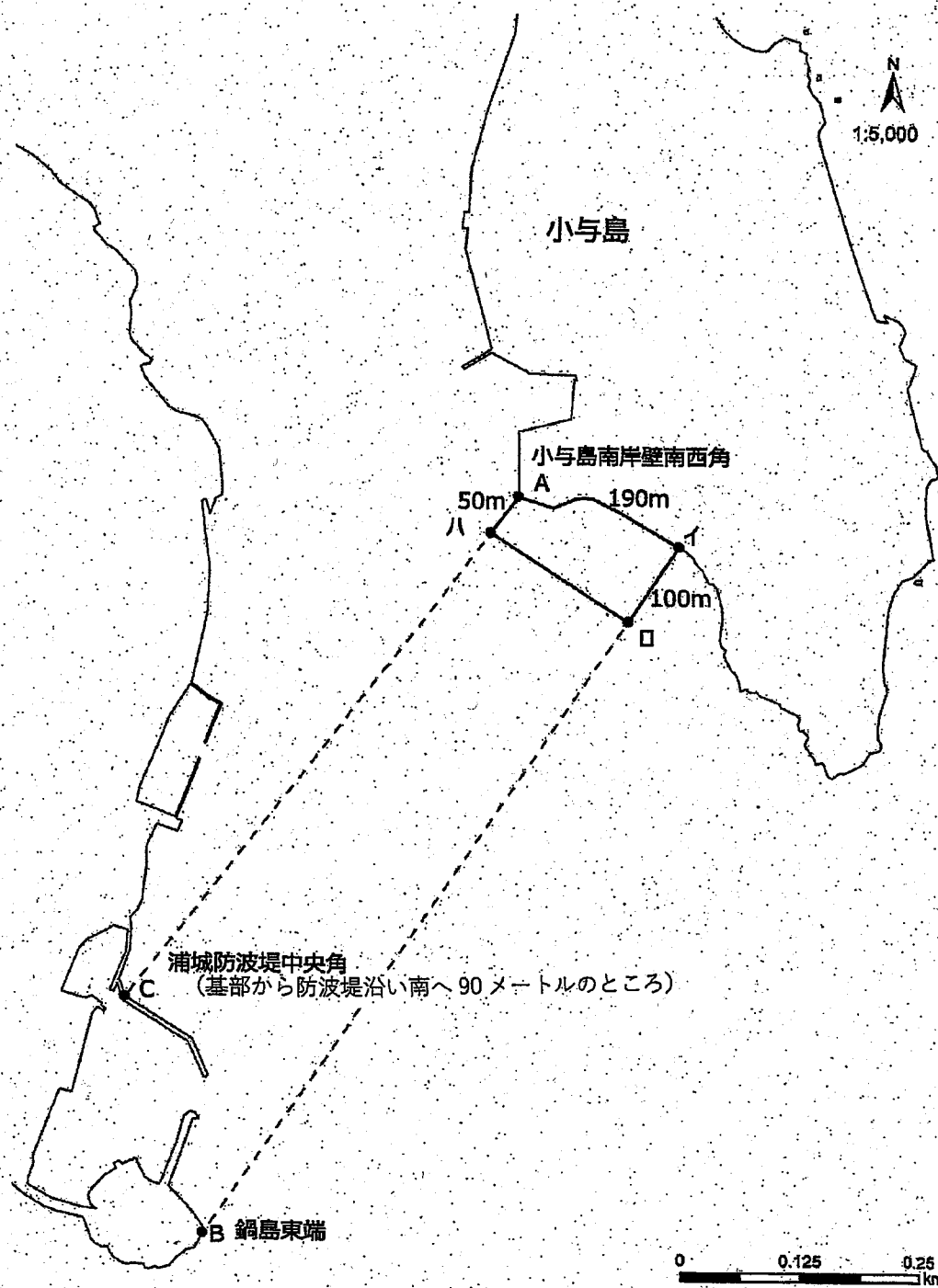
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 坂出市瀬居町、沙弥島、与島町、岩黒、櫃石

区第25号



計画番号 区第26号 (かき、あさり、あかがい)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市岩黒地先

イ 点の位置

基 点 A 松が鼻

B しろだけ

C 歩渡島東端

D 歩渡島西側水門

点 イ Aから海岸沿い西へ60メートルのところ
(北緯34度24分31秒、東経133度48分44秒の点)

ロ イからC見通し線上イから50メートルのところ
(北緯34度24分33秒、東経133度48分44秒の点)

ハ Bから海岸沿い東へ90メートルのところ
(北緯34度24分30秒、東経133度48分35秒の点)

ニ ハからD見通し線上ハから50メートルのところ
(北緯34度24分32秒、東経133度48分34秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

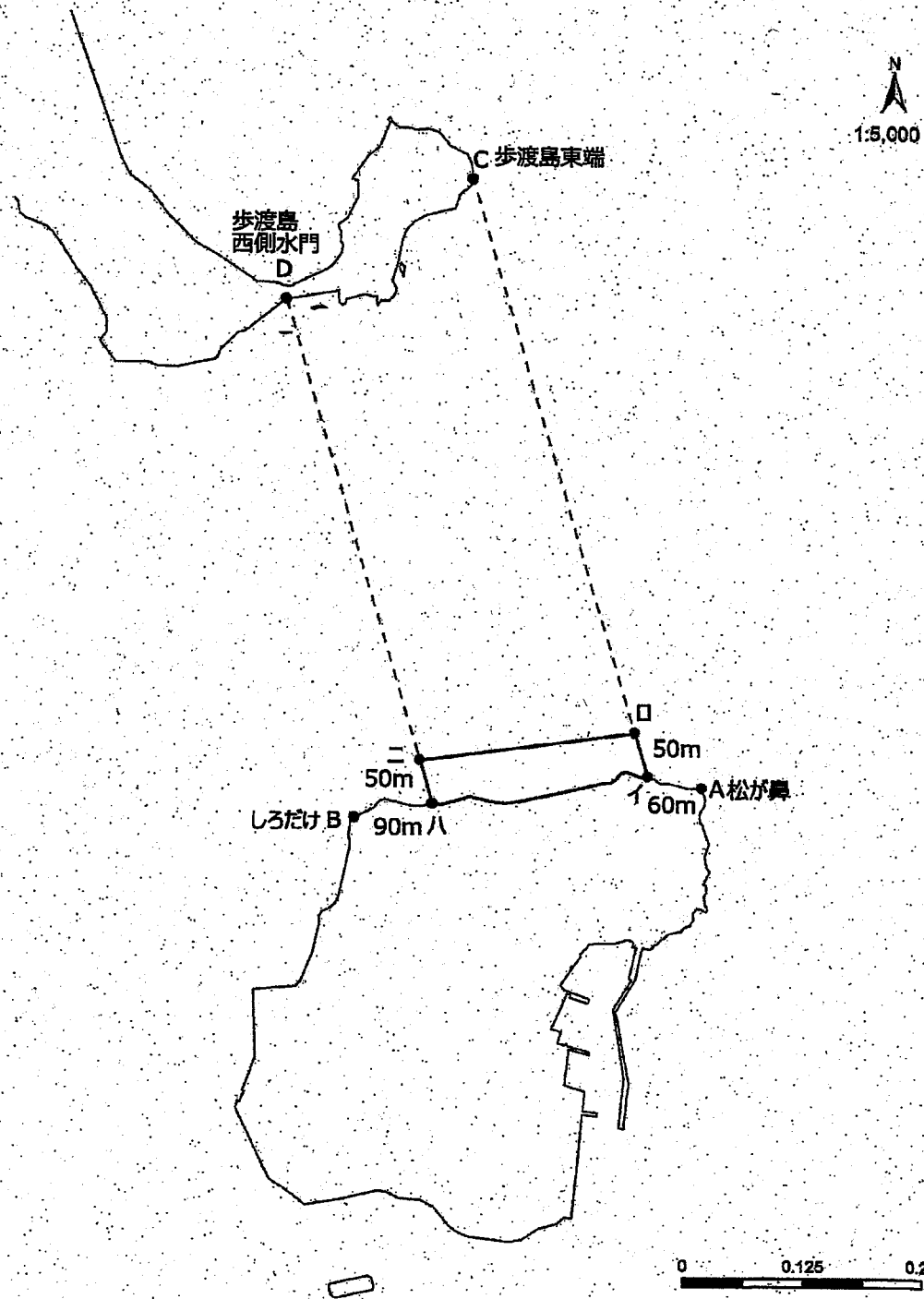
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 坂出市瀬居町、沙弥島、与島町、岩黒、櫃石

区第26号



計画番号 区第27号 (かき、あさり、あかがい)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市櫃石島南東地先

イ 点の位置

基 点 A 歩渡島北岸壁北端

B 櫃石4号防波堤突端

C 室木島北端

点 イ AからB見通し線上Bから100メートルのところ

(北緯34度24分58秒、東経133度48分30秒の点)

ロ Cからイ見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

(北緯34度24分58秒、東経133度48分20秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 坂出市瀬居町、沙弥島、与島町、岩黒、櫃石

区第27号

N
1:5,000

櫃石島

櫃石4号
防波堤突端

B

100m

C 室木島北端

D

A 歩渡島北岸壁北端

0 0.125 0.25 km

計画番号 区第28号(のり)

(現 区第112号)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市中津地先

イ 点の位置

- 基 点 A 下真島北端
 B 金倉川砂防堤突端
 C 丸亀市、多度津町境界
 D 多度津町亀笠島北端
 E 丸亀市広島町波節岩灯標
 F 広島西端
 G 丸亀市広島町江ノ浦広島中学校建物中央
 H 多度津町臨海土地(堀江5丁目)終末処理場北側護岸東端
 点 イ AからD見通し線とBからG見通し線との交差点
 ロ BからG見通し線上イからBへ300メートルのところ
 (北緯34度17分49秒、東経133度45分41秒の点)
 ハ BからF見通し線上Bから600メートルのところ
 (北緯34度17分33秒、東経133度45分45秒の点)
 ニ CからE見通し線とハからH見通し線との交差点
 (北緯34度17分27秒、東経133度45分32秒の点)
 ホ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点
 ヘ CからE見通し線上ホからEへ300メートルのところ
 (北緯34度17分53秒、東経133度45分10秒の点)
 ト BからG見通し線上イからGへ300メートルのところ
 (北緯34度18分6秒、東経133度45分29秒の点)

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニヘ、ヘト、トロの5直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
藻類養殖業	10月11日から翌年4月10日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年9月30日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 丸亀市(中讃西部漁業協同組合の地区に限る。)

区第28号

G 広島町江戸浦広島中学校建物中央

N
1:25,000

E 波節岩灯標

F
広島西端

下真島北端

300m

300m

300m

木

600m

B 金倉川砂防堤突端

多度津町
龜笠島北端
D

H 終末処理場
北側護岸東端

C 丸亀市、多度津町境界

0 0.150.3 0.6 0.9 1.2 km

計画番号 区第29号（かき、あさり）

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市中津地先

イ 点の位置

基 点 A 金倉川砂防堤突端

B 丸亀市、多度津町境界

C 丸亀市広島町波節岩灯標

D 広島西端

E 多度津町臨海土地（堀江5丁目）終末処理場北側護岸東端

点 イ AからD見通し線上Aから600メートルのところ
（北緯34度17分33秒、東経133度45分45秒の点）

ロ AからD見通し線上Aから100メートルのところ
（北緯34度17分22秒、東経133度45分58秒の点）

ハ BからC見通し線上Bから400メートルのところ
（北緯34度17分14秒、東経133度45分42秒の点）

ニ BからC見通し線とイからE見通し線との交差点
（北緯34度17分27秒、東経133度45分32秒の点）

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

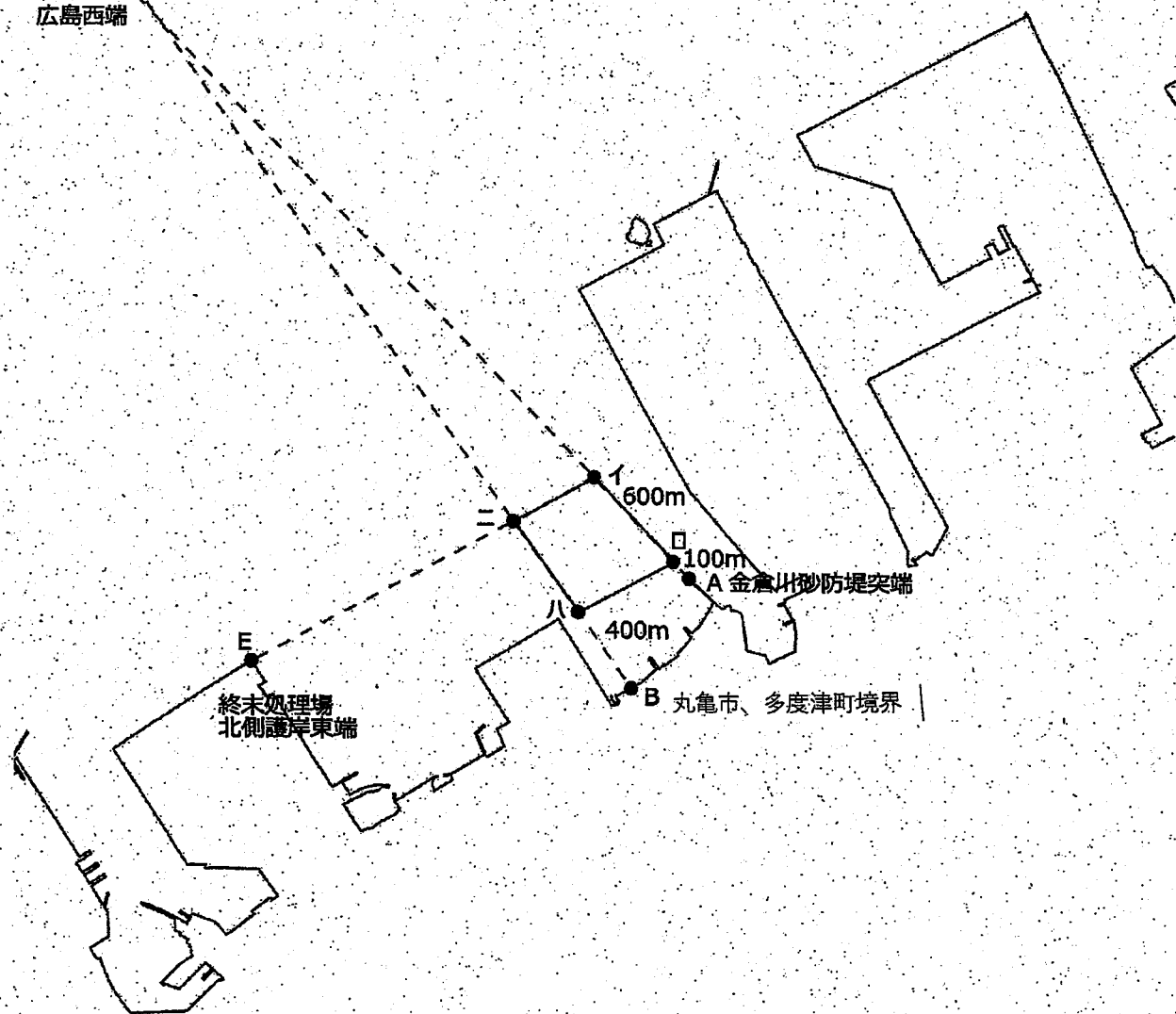
6 関係地区 丸亀市（中讃西部漁業協同組合の地区に限る。）、仲多度郡多度津町（中讃西部漁業協同組合の地区に限る。）

区第29号

N
1:25,000

C 波節岩灯標

D
広島西端



0 0.150.3 0.6 0.9 1.2
km

海区漁場計画の変更（案）の概要について

- 1 令和5年10月1日以降に免許を行った区画漁業権については、令和4年8月に策定した漁業免許方針に基づき、一斉切替え後における漁業権の変更や廃止を頻繁に行うことのないよう、中・長期的な視野に立って、漁場の再編配置を行った。

しかし、複数の漁協から、一斉切替えのヒアリング後に新規または変更の要望が上がってきている状況であったことに加え、昨今の海洋環境の変化に対応し、漁業経営の安定を図るためには、養殖対象種の転換や拡大なども推進する必要があると考え、第一種区画漁業権のみを対象として、存続期間中の令和8年4月1日免許にむけて、令和5年10月（藻類養殖業）、令和6年1月（藻類養殖業以外）に知事が定めた海区漁場計画を変更するものである。概略は以下のとおり。

（1）区画漁業権の新規・変更 29 漁場

種類	新規	変更	合計
藻類養殖業		4 (区域拡張2、区域縮小1、漁期延長1)	
貝類養殖業	24		
魚類養殖業		1 (漁期延長1)	
計	24	5	29

（2）区画漁業権の放棄 1 漁場（他の漁場に統合）

- 2 令和7年8月25日開催の香川海区漁業調整委員会において事前協議を行い、その後関係機関と協議した結果、以下の2点について再調整を行った。

なお、関係機関との協議における主な意見とその対応としては以下とおり。

- （1）土庄中央漁協計画番号区第3号（計画番号区第7号）については、港湾施設（一文字防波堤）の維持管理作業等の観点から港湾施設から離して区域を設定するよう意見があったため、意見のあった者及び土庄中央漁協と協議をした結果、港湾施設から20m離して区域を設定することで了解が得られた。
- （2）池田漁協計画番号区第1号（計画番号区第14、15、16、17号）については、船舶の航行上支障があるとの意見があり、意見のあった者及び池田漁協と協議をした結果、湾全体で1つの計画であった漁場区域を4分割することで了解が得られた。

- 3 漁業法第64条第1項の規定に基づき、利害関係人を対象とした意見募集を令和7年9月22日から同年10月22日まで香川県HP上で行ったところ、意見は無かった。

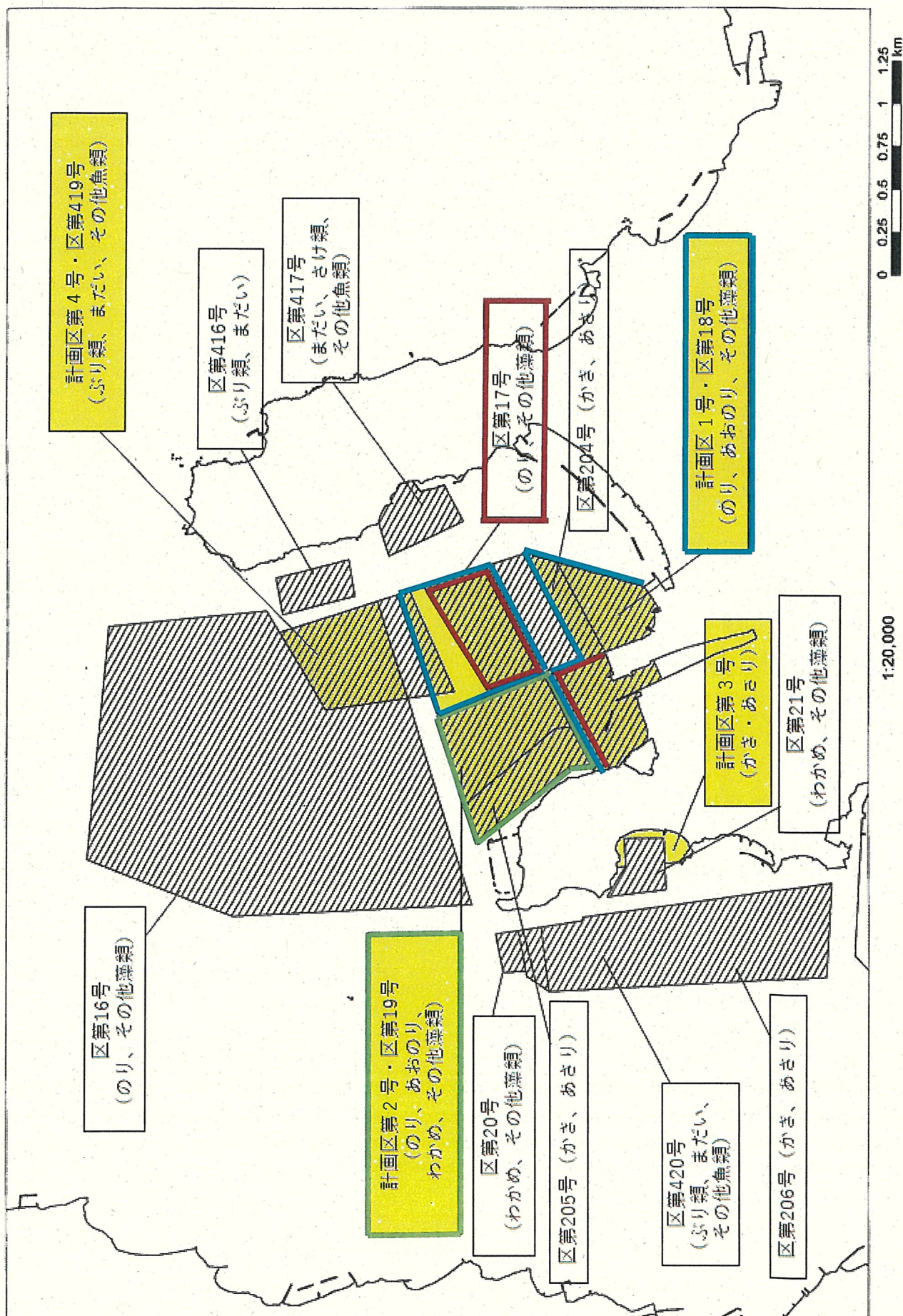
漁協名	計画番号	漁業の名称	対象種	現行免許番号	内容	漁場の位置	関係地区	漁業時期	漁場面積 (千㎡)	類似・新規 の別	行使計画						備考
											経営 体数	施設	事業規模	生産量	生産額(千円)	共有 関係	
鴨庄	-	藻類養殖業	のり その他藻類	区17	放棄	さぬき市鴨庄 長浜地先	さぬき市鴨庄	10/1～翌年 3/31	554	-	-	-	-	-	-	計画区2 に統合	
鴨庄	区1	藻類養殖業	あおのり のり その他藻類	区18	区域拡張 対象種(のり) 追加	さぬき市鴨庄 長浜地先	さぬき市鴨庄	あおのり・そ の他藻類 10/1～翌年 7/31 のり 10/1～翌年 3/31	1,014	類似	5	浮流式(のり) 1.6m×21m× 80枚×6セット 1.6m×21m× 40枚×20セット 浮流式(あおの り) 1.6m×21m× 40枚×30セット 1.6m×21m× 20枚×1セット	のり 26セット あおのり 31セット	黒バラ干しの り 5,120kg 乾海苔 2,560kg 乾海苔 38,400 青バラ干しの り 6,100kg	黒バラ干しの り 25,600 乾海苔 38,400 青バラ干しの り 48,300	単独	
鴨庄	区2	藻類養殖業	わかめ あおのり その他藻類	区19	漁期延長・ 対象種(あお のり)追加	さぬき市鴨庄 白方地先	さぬき市鴨庄	わかめ・そ の他藻類 11/1～翌年 4/30 のり 10/1～翌年 3/31 あおのり 10/1～翌年 7/31	489	類似	5	浮流式(わか め) 50m×40m×4 槽 浮流式(のり) 1.6m×21m× 40枚×5セット 浮流式(あおの り) 1.6m×21m× 40枚×5セット	わかめ 4槽 のり 5セット あおのり 5セット	塩蔵わかめ 4トン 黒バラ干しの り 800kg 乾海苔 4,000kg 青バラ干しの り 1,000kg	塩蔵わかめ 2,800 黒バラ干しの り 4,000 乾海苔 6,000 青バラ干しの り 8,000	単独	
鴨庄	区3	貝類垂下式 養殖業	かき・あさり	-	新規	さぬき市鴨庄 六子地先	さぬき市鴨庄	1/1～12/31	41	新規	5	延縄式 (シンクルシート) 50m	30本	60千個～ 120千個	6,000～ 12,000	単独	

漁協名	計画番号	漁業の名称	対象種	現行免許番号	内容	漁場の位置	関係地区	漁業時期	漁場面積 (千㎡)	類似・新規 の別	行使計画					備考	
											経営 体数	施設	事業規模	生産量	生産額(千円)		共有 関係
鴨庄	区4	魚類小割式 養殖業(くら まぐろ養殖業 を除く)	ぶり類 まだい その他魚類	区419	区域縮小 漁期延長	さぬき市鴨庄 長浜沖地先	さぬき市鴨庄	3/15～ 翌年2月末日	313	類似	5	はまち 12.5m×12.5m ×6m×14台 かんばち 12.5m×12.5m ×6m×6台 まだい 12.5m×12.5m ×6m×4台	はまち 14台 かんばち 6台 まだい 4台	はまち 446トン かんばち 139トン まだい 18トン	はまち 535,200 かんばち 222,400 まだい 14,400	単独	
土庄中央	区5	貝類垂下式 養殖業	かき・あさり	-	新規	小豆郡土庄 町小部地先	小豆郡土庄町 大部	1/1～12/31	97	新規	3	延縄式 (シングルシート) 100m	30本	かき 90千個 あさり 256kg	かき 13,500 あさり 512	単独	
土庄中央	区6	貝類垂下式 養殖業	かき・あさり	-	新規	小豆郡土庄 町大部中瀬 沖	小豆郡土庄町 大部	1/1～12/31	118	新規	3	延縄式 (シングルシート) 100m	30本	かき 90千個 あさり 256kg	かき 13,500 あさり 512	単独	
土庄中央	区7	貝類垂下式 養殖業	かき・あさり	-	新規	小豆郡土庄 町豊島家浦 地先	小豆郡土庄町 豊島家浦	1/1～12/31	3	新規	1	延縄式 (シングルシート) 50m	1本	かき 2千個 あさり 256kg	かき 200 あさり 512	単独	
四海	区8	貝類垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡土庄 町小江地先	小豆郡土庄町 小江	1/1～12/31	81	新規	1	延縄式 (シングルシート) 50m	40本	50千個	5,000	単独	
四海	区9	貝類垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡土庄 町伊喜末地 先	小豆郡土庄町 伊喜末	1/1～12/31	594	新規	2	延縄式 (シングルシート) 50m	200本	500千個	50,000	単独	
北浦	区10	貝類垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡土庄 町北浦小島 地先	小豆郡土庄町 馬越、屋形 崎、見目、小 海	1/1～12/31	59	新規	1	延縄式 (シングルシート) 70m	30本	144千個	216	単独	

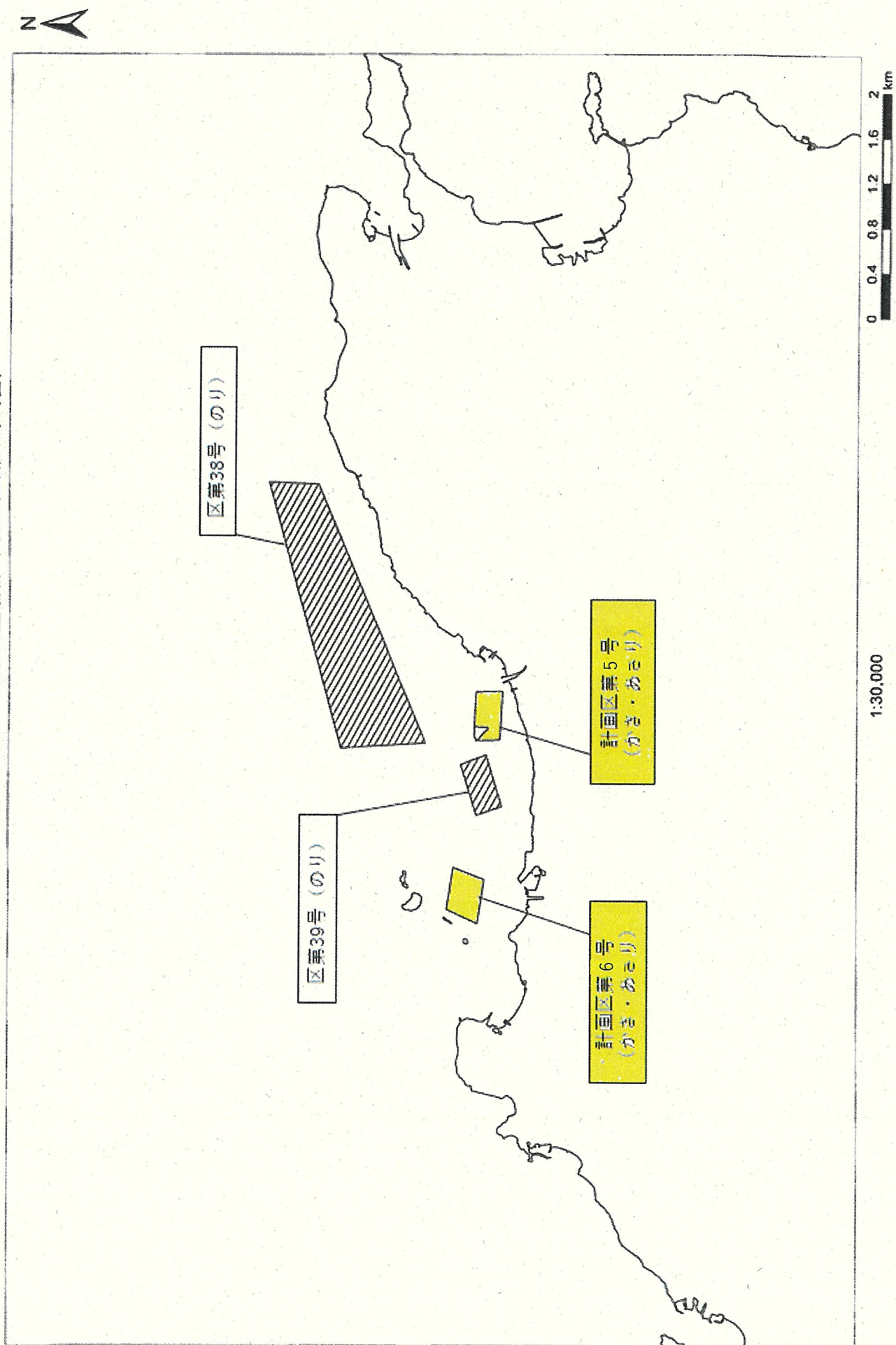
漁協名	計画番号	漁業の名称	対象種	発行免許番号	内容	漁場の位置	関係地区	漁業時期	漁場面積 (千㎡)	類似・新規 の別	行使計画					備考
											経営 休数	施設	事業規模	生産量	生産額(千円)	共有 関係
北浦	区11	貝類垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡土庄町 馬越、屋形 崎、見目、小 海	小豆郡土庄町 馬越、屋形、小 海	1/1～12/31	90	新規	1	延縄式 (シングルシート) 70m	80本	288千個	423	単独
内海	区12	藻類養殖業	のり	区55	区域拡張	小豆郡小豆島 町北浦元目 地先	小豆郡小豆島 町北浦、堀 越、田浦、西 村	10/1～翌年 3/31	1,031	類似	4	浮流式 5尺(約1.5m)× 11間(約20m)× 2,036間	2,036冊	9,162千枚	137,430	単独
内海	区13	貝類垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡小豆島 町田浦地 先	小豆郡小豆島 町田浦、堀 越、田浦、西 村	1/1～12/31	178	新規	1	延縄式 (シングルシート) 100m	9本	240千個	480	単独
池田	区14	貝類垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡小豆島 町富士瀬 港西地先	小豆郡小豆島 町神浦	1/1～12/31	154	新規	1	延縄式 (シングルシート) 50m	12本	38.4千個	7,680	単独
池田	区15	貝類垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡小豆島 町権現崎 東地先	小豆郡小豆島 町神浦	1/1～12/31	6	新規	1	延縄式 (シングルシート) 50m	2本	6.4千個	1,280	単独
池田	区16	貝類垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡小豆島 町権現崎 西地先	小豆郡小豆島 町神浦	1/1～12/31	12	新規	1	延縄式 (シングルシート) 50m	4本	12.8千個	2,560	単独
池田	区17	貝類垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡小豆島 町神浦地 先	小豆郡小豆島 町神浦	1/1～12/31	158	新規	1	延縄式 (シングルシート) 50m	12本	38.4千個	7,680	単独
池田	区18	貝類垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡小豆島 町吉野地 先	小豆郡小豆島 町吉野	1/1～12/31	119	新規	1	延縄式 (シングルシート) 50m	6本	19.2千個	3,840	単独
池田	区19	貝類垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡小豆島 町吉野地 先	小豆郡小豆島 町吉野	1/1～12/31	40	新規	1	延縄式 (シングルシート) 50m	3本	9.6千個	1,920	単独
池田	区20	貝類垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡小豆島 町飛崎西 地先	小豆郡小豆島 町飛崎西 地先	1/1～12/31	198	新規	1	延縄式 (シングルシート) 50m	12本	38.4千個	7,680	単独
与島	区21	貝類垂下式 養殖業	かき・あさり・ あかがけい	-	新規	坂出市瀬居 町・砂弥島、若 与島町、若 黒、権石	坂出市瀬居 町・砂弥島、若 与島町、若 黒、権石	1/1～12/31	29	新規	1	垂下式 50m	2本	14.4千個	144	単独

漁協名	計画番号	漁業の名称	対象種	現行免許番号	内容	漁場の位置	関係地区	漁業時期	漁場面積 (千㎡)	類似・新規 の別	行使計画					備考	
											経営 休数	施設	事業規模	生産量	生産額(千円)		共有 関係
与島	区22	貝類垂下式 養殖業	かき・あさり・ あかがい	-	新規	坂出市瀬居 町・沙弥島、 与島町、岩 黒、権石	坂出市瀬居 町・沙弥島、 与島町、岩 黒、権石	1/1～12/31	20	新規	1	垂下式 50m	2本	14.4千個	144	単独	
与島	区23	貝類垂下式 養殖業	かき・あさり・ あかがい	-	新規	坂出市瀬居 町・沙弥島、 与島町、岩 黒、権石	坂出市瀬居 町・沙弥島、 与島町、岩 黒、権石	1/1～12/31	16	新規	1	垂下式 50m	2本	14.4千個	144	単独	
与島	区24	貝類垂下式 養殖業	かき・あさり・ あかがい	-	新規	坂出市沙弥 島東地先	坂出市瀬居 町・沙弥島、 与島町、岩 黒、権石	1/1～12/31	41	新規	1	垂下式 50m	2本	14.4千個	144	単独	
与島	区25	貝類垂下式 養殖業	かき・あさり・ あかがい	-	新規	坂出市小与 島地先	坂出市瀬居 町・沙弥島、 与島町、岩 黒、権石	1/1～12/31	15	新規	1	垂下式 50m	2本	14.4千個	144	単独	
与島	区26	貝類垂下式 養殖業	かき・あさり・ あかがい	-	新規	坂出市岩黒 地先	坂出市瀬居 町・沙弥島、 与島町、岩 黒、権石	1/1～12/31	12	新規	1	垂下式 50m	2本	14.4千個	144	単独	
与島	区27	貝類垂下式 養殖業	かき・あさり・ あかがい	-	新規	坂出市権石 島南東地先	坂出市瀬居 町・沙弥島、 与島町、岩 黒、権石	1/1～12/31	66	新規	1	垂下式 50m	2本	14.4千個	144	単独	
中讃西部	区28	養殖養殖業	のり	区112	区域縮小	丸亀市中津 地先	丸亀市(中讃 西部漁業協同 組合の地区に 限る。)	10/11～翌年 4/10	574	類似	1	浮流式 5尺3寸(約1.6m) ×21m×50冊 ×5セット	250冊	575千枚	10,350	単独	
中讃西部	区29	貝類垂下式 養殖業	かき・あさり	-	新規	丸亀市中津 地先	丸亀市(中讃 西部漁業協同 組合の地区に 限る。)、仲多 度郡多度津町 (中讃西部漁 業協同組合の 地区に限る。)	1/1～12/31	258	新規	かき 2 あさり 10	延縄式(かき) (シングルネット) 55m 筏式(かき) 2台 延縄式(あさり) 150m	延縄式(かき) (シングルネット) 60本 筏式(かき) 2台 延縄式(あさり) 100本	かき(筏付き) 0.48ト かき(むき身) 0.64ト あさり 10ト	かき(筏付き) 1,200 かき(むき身) 960 あさり 15,000	単独	養殖養殖業 区112の縮小 部分

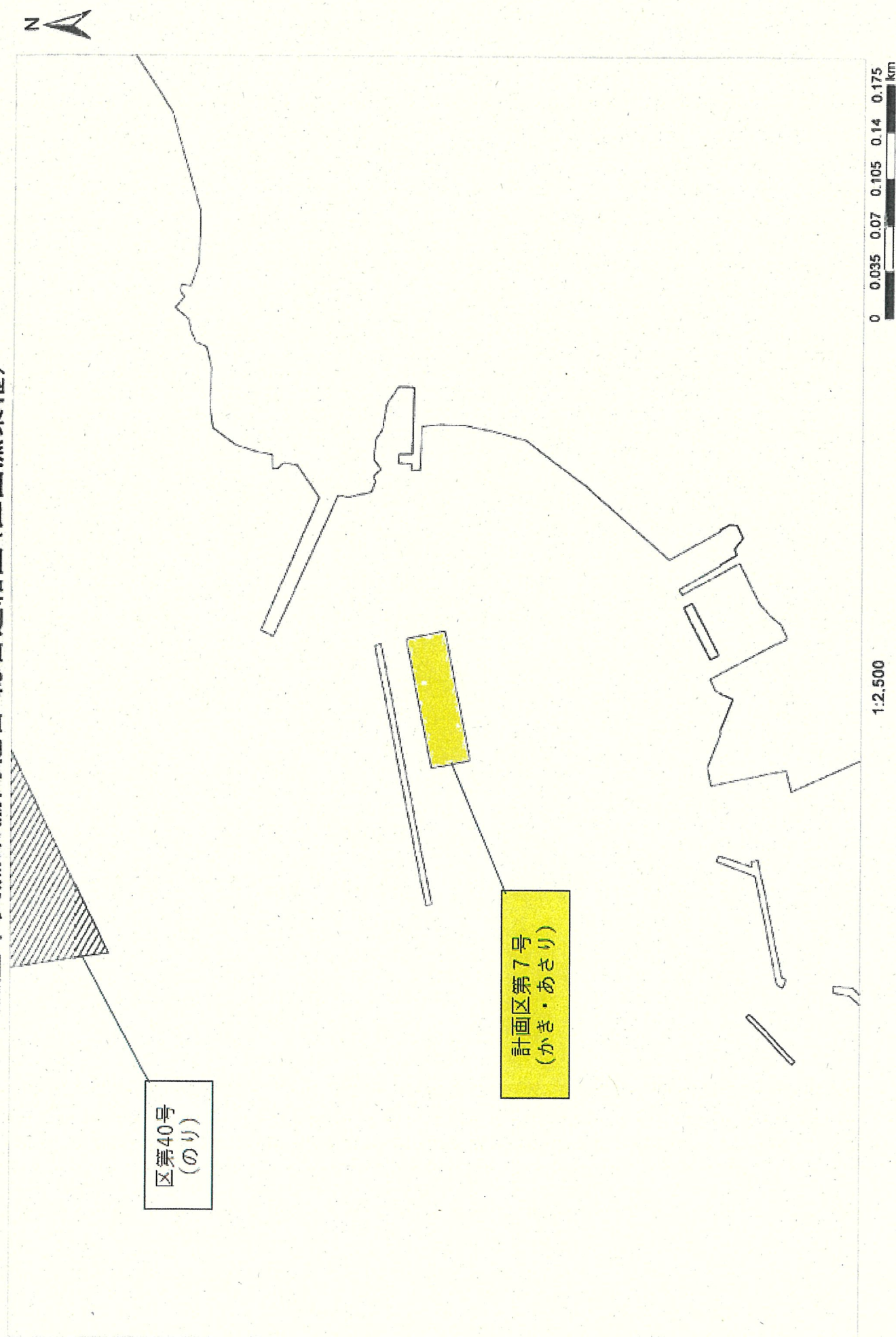
鴨庄漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)



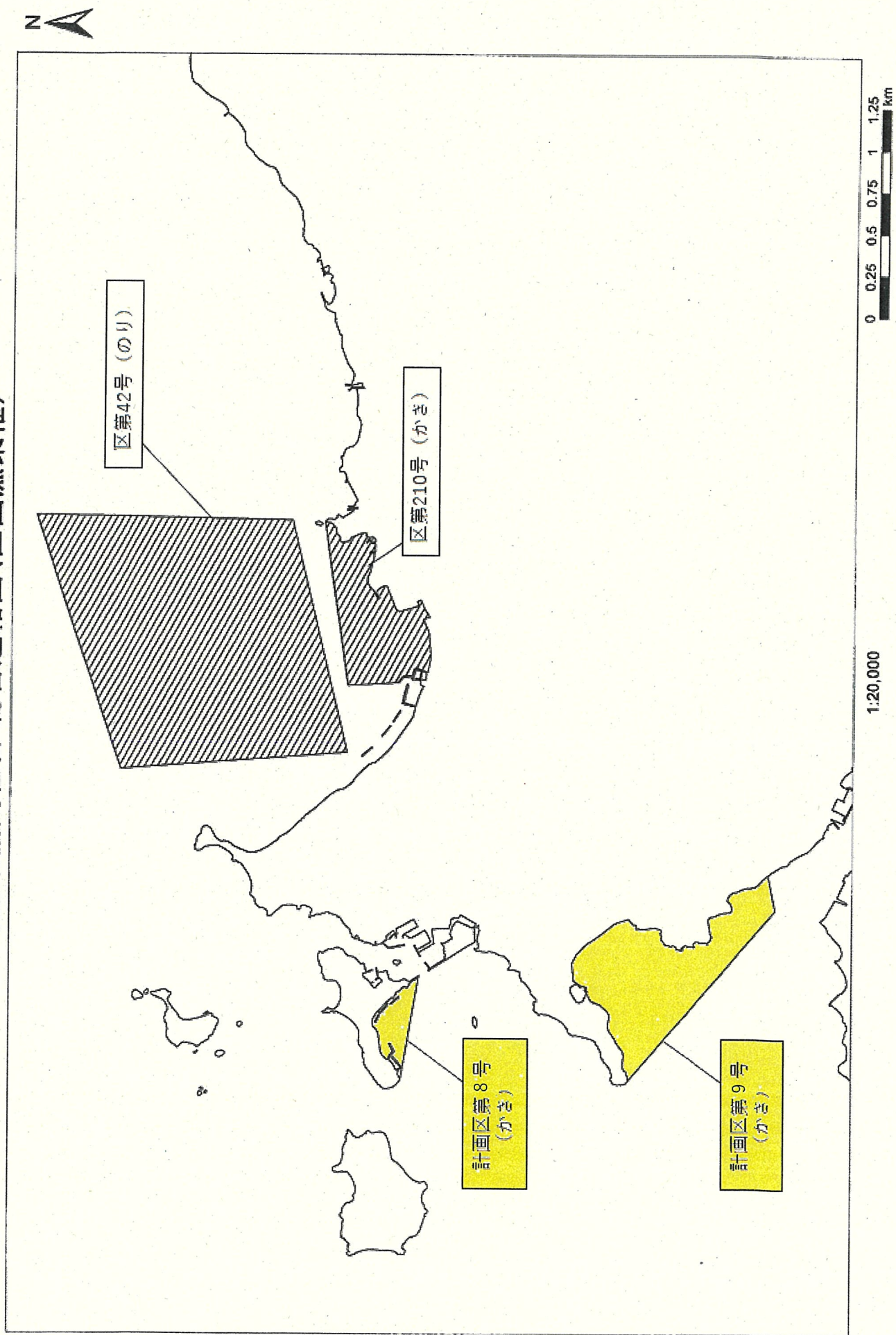
土庄中央漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)



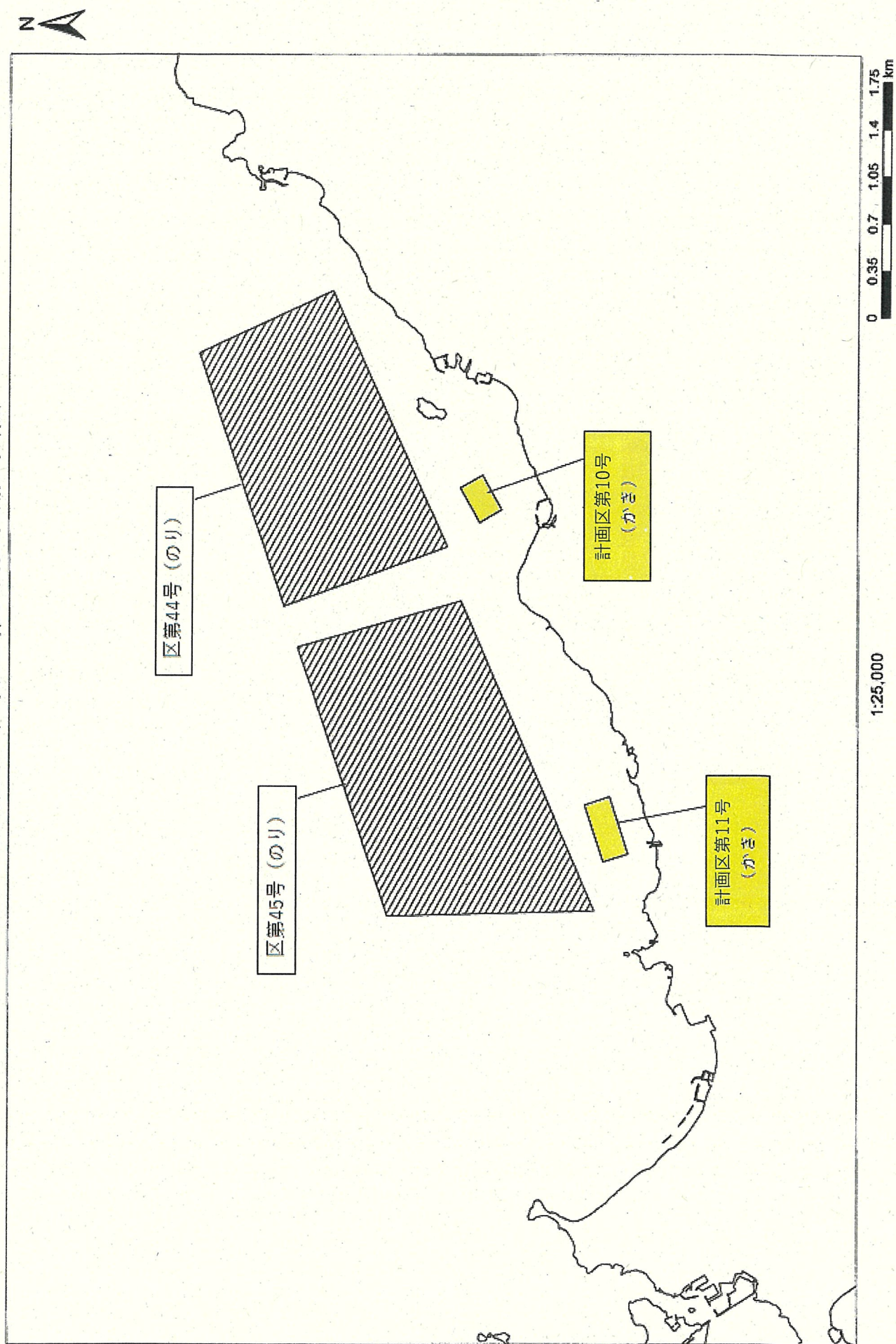
土庄中央漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)



四海漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)



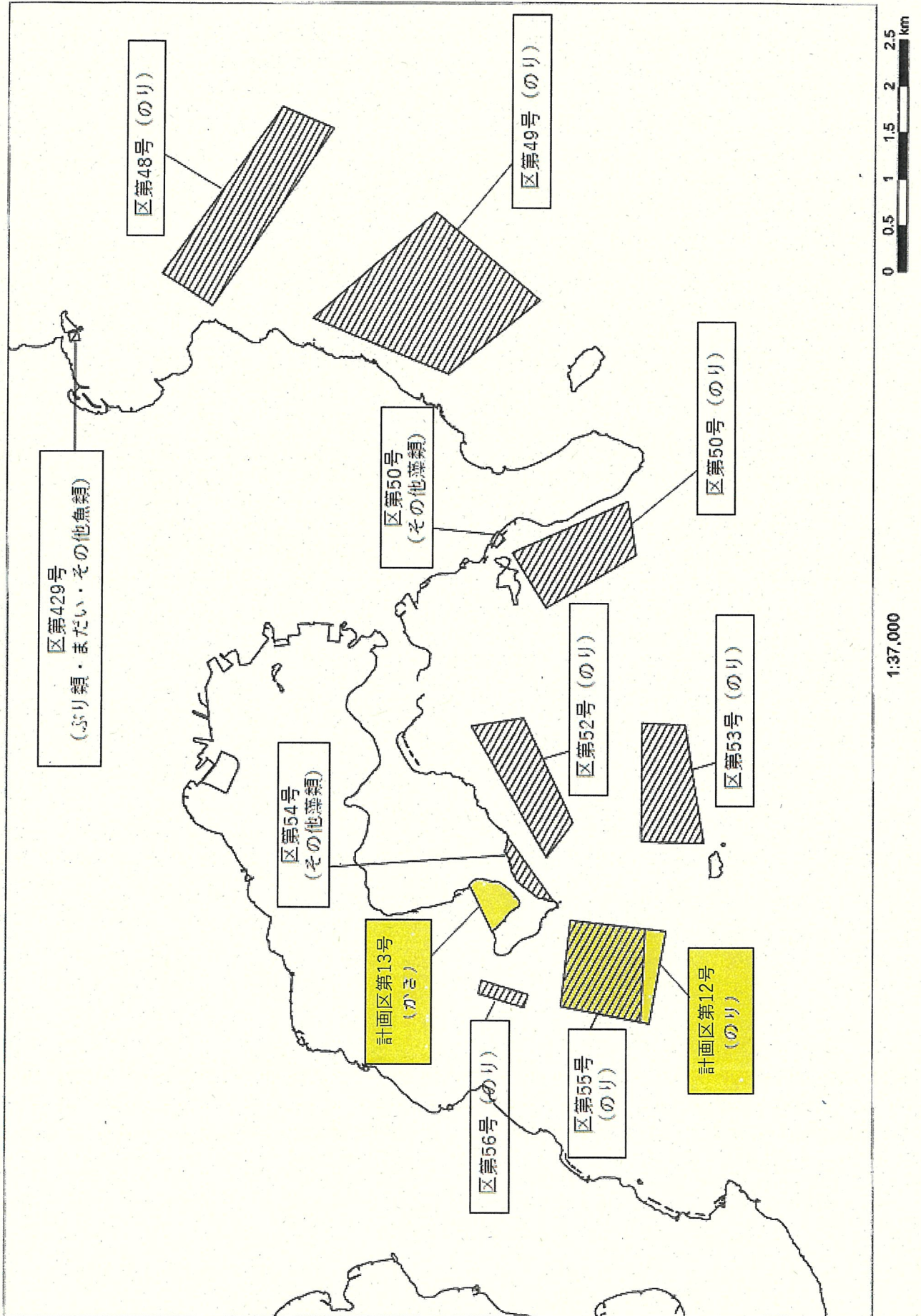
北浦漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)



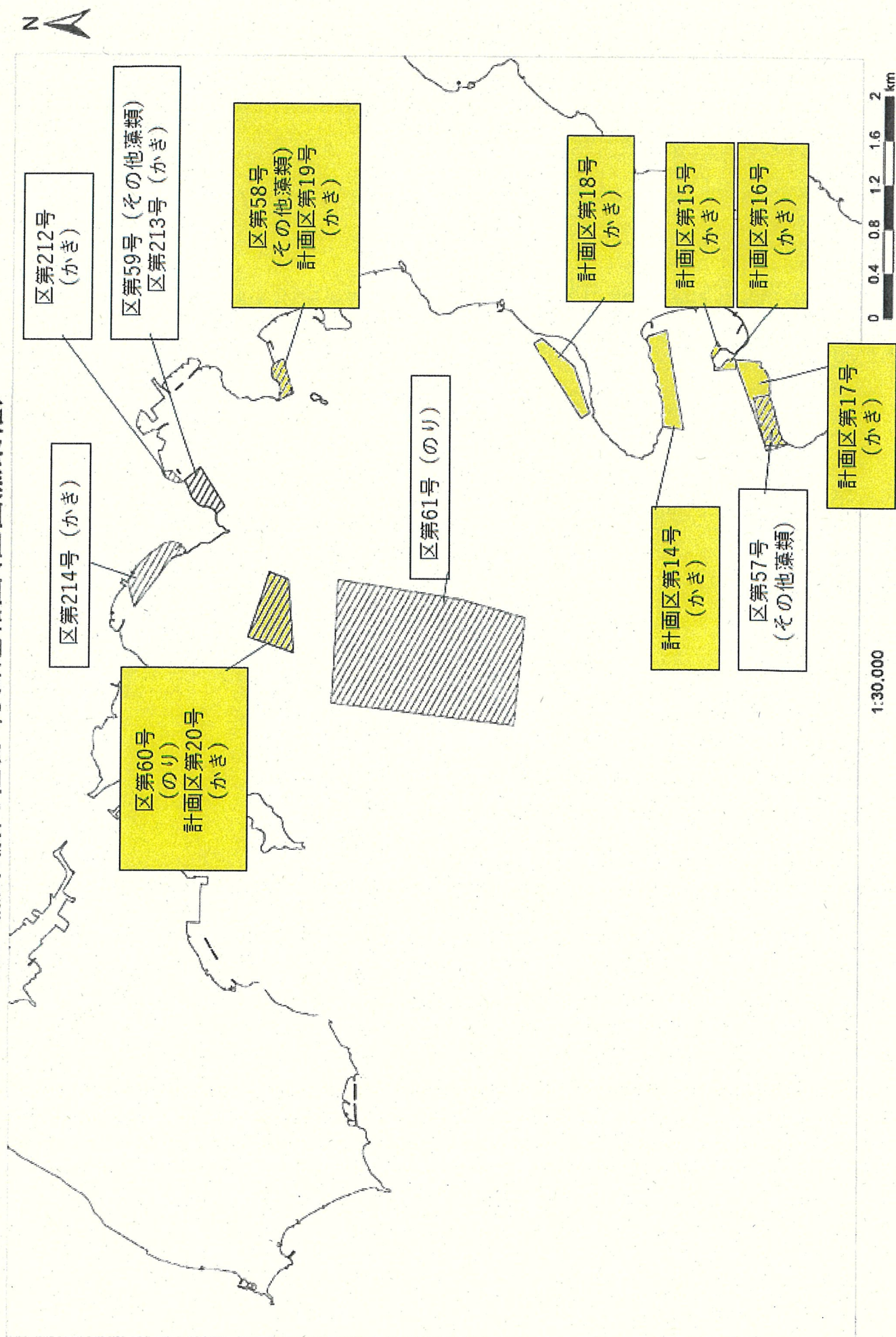
1:25,000

0 0.35 0.7 1.05 1.4 1.75 km

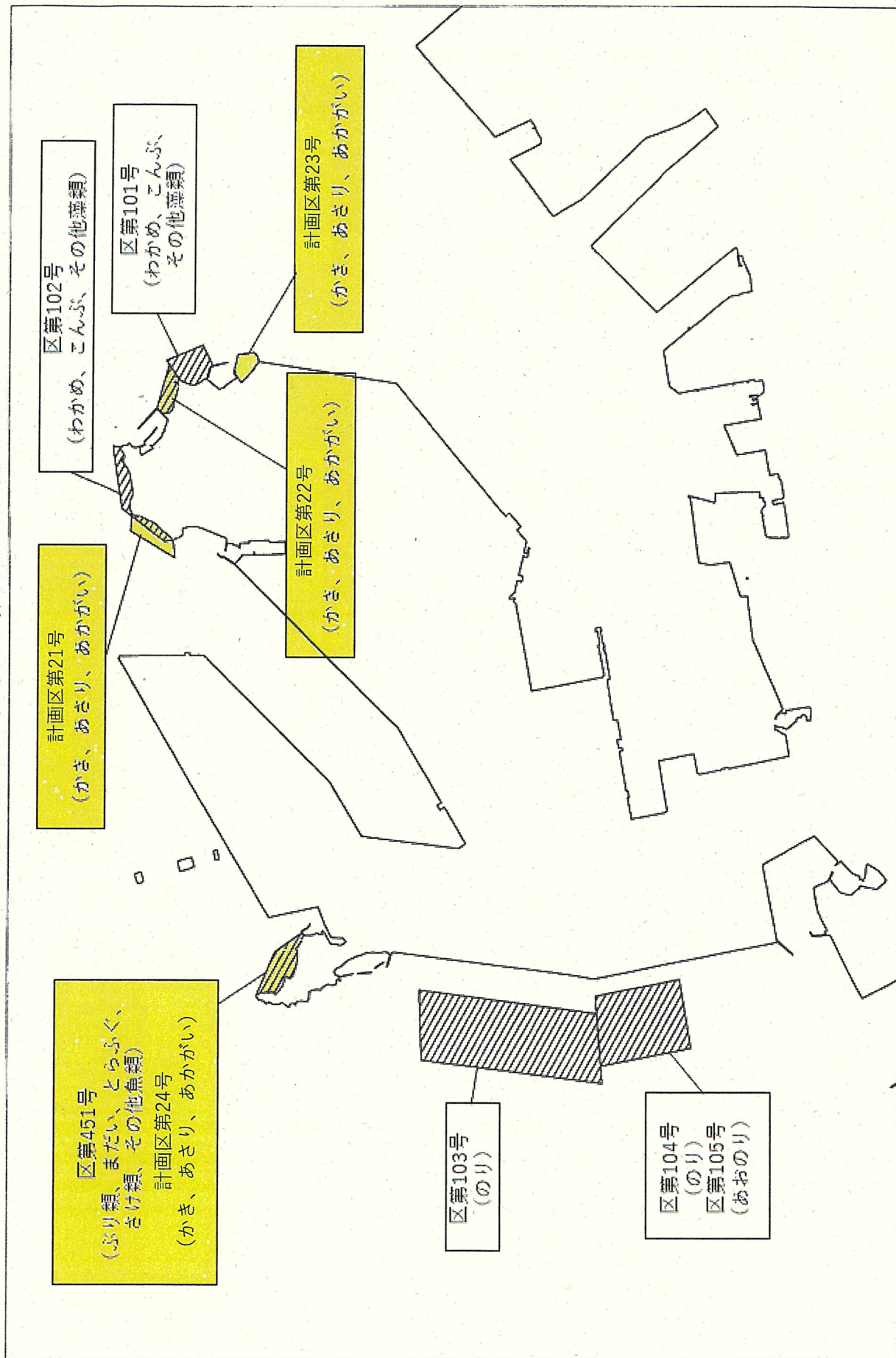
内海漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)



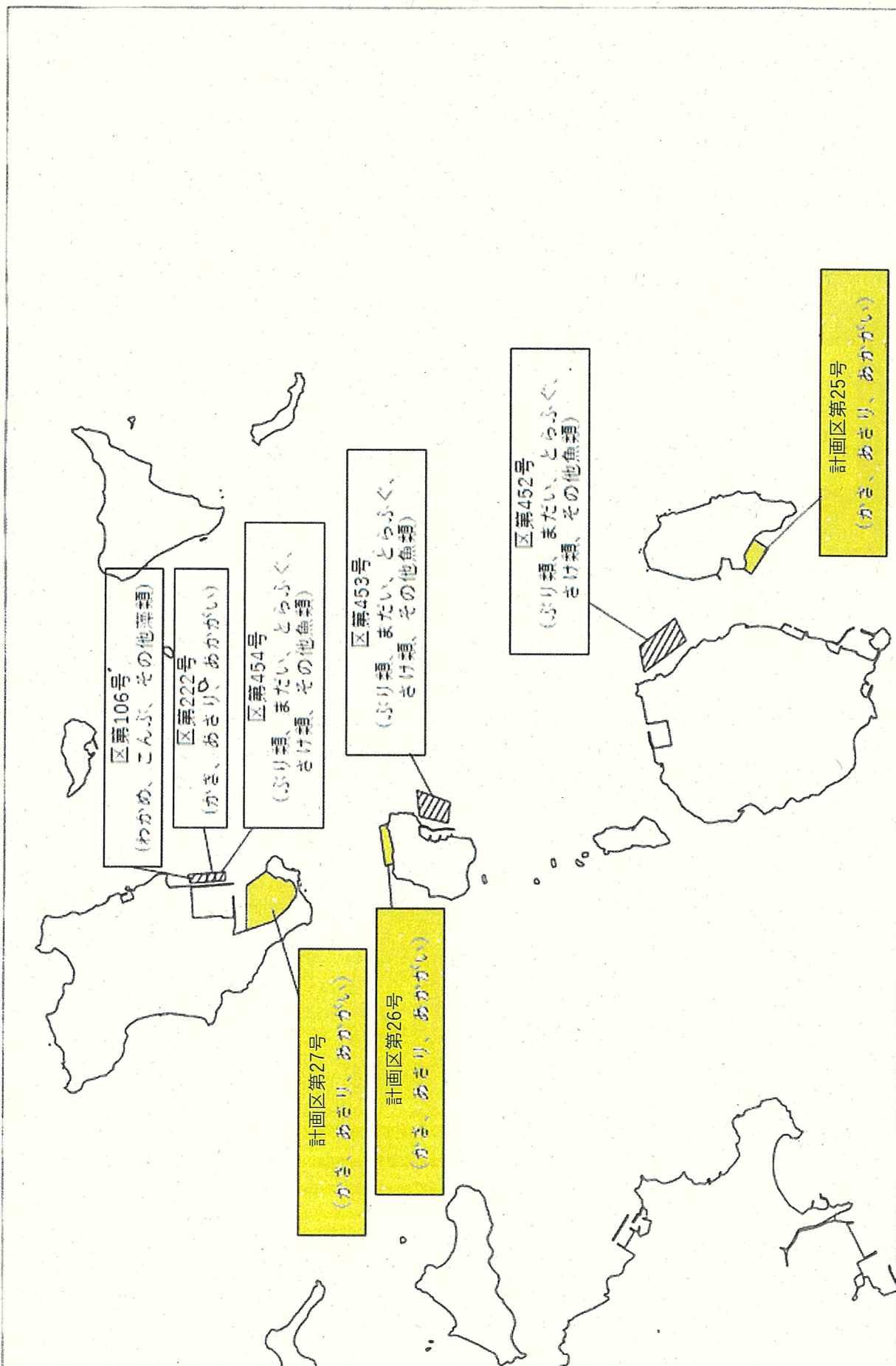
池田漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)



与島漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)

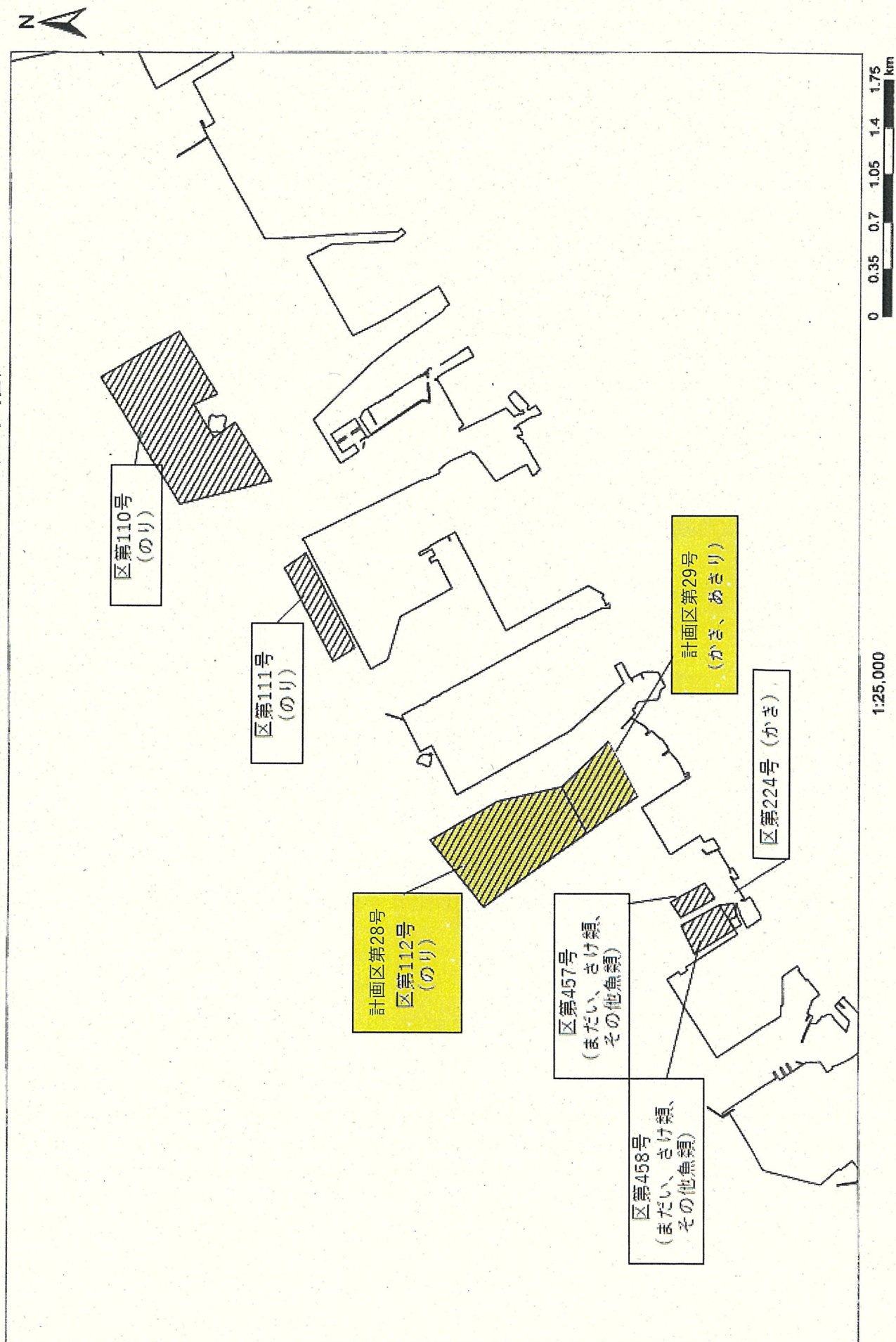


与島漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)



1:20,000

中讃西部漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)



事務手続きスケジュール

(1) 海区漁場計画の変更

【済】 R7. 8. 25 : 海区漁業調整委員会（事前協議）

【済】 R7. 8. 28～10. 22 : 利害関係人の意見聴取（県 HP で公表、資料の閲覧）

関係機関への協議・調整

【済】 R7. 10. 30 : 意見聴取・検討結果の公表（県 HP）

【済】 R7. 11. 17 : 海区漁業調整委員会（諮問）

R7. 12. 16 : 公聴会、海区漁業調整委員会 ⇒ 知事へ答申

公示（県 HP※）、通知

※免許予定日（R8. 4. 1）、

免許申請期間の設定（R8. 2 月中に 1 か月程度を予定）

(2) 漁業の免許及び漁業権行使規則の認可

R8. 2 月中 : 免許申請、漁業権行使規則の認可申請

R8. 3 月中旬 : 海区漁業調整委員会へ漁業の免許について諮問

⇒ 知事へ答申

R8. 4. 1 : 免許状交付・行使規則認可、公示（県 HP）、通知

岡山、愛媛、広島各連合海区漁業調整委員会委員(案)

第23期香川海区漁業調整委員会委員名簿			連合委員会委員		
任期 自 令和7年4月1日 至 令和11年3月31日					
区 分	氏 名	職 業	岡山・ 香川	愛媛・ 香川	広島・ 香川
漁業者委員	橋本 時雄	東瀬戸漁業協同組合代表理事組合長	○		
	山本 浩智	鴨庄漁業協同組合代表理事組合長			○
	北野 廣治	高松市瀬戸内漁業協同組合代表理事組合長	○		
	宇山 哲司	津田町漁業協同組合代表理事組合長		○	
	宮地 利博	土庄中央漁業協同組合代表理事組合長	○		
	松本 伊三郎	伊吹漁業協同組合代表理事組合長		○	○
	木下 一彦	宇多津漁業協同組合代表理事組合長	○		
	倉本 伊佐生	多度津町高見漁業協同組合代表理事組合長	○		
	小山 雅司	三豊市漁業協同組合代表理事組合長	○	○	○
	一田 弘樹	四海漁業協同組合代表理事組合長	○		
学識委員	嶋野 勝路	香川県漁業協同組合連合会代表理事会長	○	○	○
	北尾登史郎	前香川県水産課長	○	○	○
	石原 千代子	香川県漁協女性部連合会長		○	
中立委員	筒井 由果	弁護士	○		
	島瀬 勇二	(公財)海と渚環境美化油濁対策機構 漁場油濁被害対策専門家			○

令和7年度連合海区漁業調整委員会について

1. 連合海区漁業調整委員会の日程等（案）

連合海区名（事務局）	予定時期	開催予定場所	委 員
岡山・香川連合海区漁業調整委員会 （岡山海区）	令和8年 2月中～下旬頃	香川県内	会長海区：香川海区 北尾会長、橋本委員、北野委員、宮地委員、 木下委員、倉本委員、小山委員、一田委員、 嶋野委員、筒井委員
愛媛・香川連合海区漁業調整委員会 （愛媛海区）	令和8年 2月中～下旬頃	愛媛県内	会長海区：香川海区 北尾会長、宇山委員、松本委員、小山委員、 嶋野委員、石原委員
広島・香川連合海区漁業調整委員会 （香川海区）	令和8年 2月中～下旬頃	広島県内	会長海区：広島海区 北尾会長、山本委員、松本委員、小山委員、 嶋野委員、島瀬委員

2. 今後のスケジュール

12月～1月上旬：各地区で協定内容について検討し、変更等あれば、地元調整のうえ、地元委員と県事務局で課題等を整理

1月上中旬：事務局事前協議（1/8 愛媛、1/14 岡山、1/19 広島）
⇒各連合海区漁業調整委員会の日程、議題、調整等

1月下旬：香川海区漁業調整委員会
⇒各連合海区漁業調整委員会に向けた入会調整の最終確認、課題等の整理

2月中～下旬：各海区との連合海区漁業調整委員会

3月上中旬：香川海区漁業調整委員会
⇒各連合海区漁業調整委員会の結果報告

第51回瀬戸内海広域漁業調整委員会(R7.11.14)の結果について

案 件	第51回瀬戸内海広域漁業調整委員会
出席者	嶋野委員、事務局2名
日 時	令和7年11月14日(金) 14:00~17:07
場 所	Web参加(県漁連4F第2会議室) (現地会場:三宮研修センター6階605号室)

○議題

(1) 委員の改選に伴う対応について

●会長職務代理者の互選について ①

会長職務代理者であった和歌山海区の大川氏が第23期の海区委員に任命されなかったため、会長職務代理者が不在。兵庫県瀬戸内海区の田沼委員が会長職務代理者に互選された。

●部会に属すべき委員の指名について

瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会に属すべき委員として、山口県瀬戸内海海区の三浦委員を脇田会長が指名。

(2) 令和7年度のくろまぐろ遊漁に関する管理について(報告)

- 小型魚(30kg未満)の採捕禁止。意図せず採捕した場合は直ちに放流。
- 大型魚(30kg以上)の保持は1人毎月1尾まで。それ以上に採捕した場合は直ちに放流。
- 大型魚(30kg以上)の採捕をした場合は、陸揚げした日から1日(翌日)以内に水産庁へ採捕者情報等を報告。
- 資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあるとき認めるときは、期間を定めて採捕を禁止。
- 委員会指示の有効期間2年間(令和7年4月1日から令和9年3月31日)。
裏付け命令発出件数(令和7年4月1日から令和7年10月24日時点):12件

【質疑応答】

山口県(三浦委員):くろまぐろ遊漁に関する規制について、大型魚の保持は1人毎月1尾までだが、なぜ尾数を報告させるのか。

水産庁(中村室長):採捕とリリースがある。採捕停止命令が出るまではリリースを認めている関係で、リリース分は任意で報告してもらっている。

山口県(三浦委員):リリースするなら、採捕してもよいと思われかねない。

水産庁(中村室長):採捕停止命令後のリリースは認めていない。北日本では命令前にリリースする人が多かった。

(3) 太平洋くろまぐろの遊漁に係る届出制に関する委員会指示及び採捕に関する委員会指示の一部改正について ②

●令和8年4月1日からクロマグロ(大型魚 30 kg以上)の採捕に関する届出制を導入する。

●届出制の概要は、②のとおり。

【質疑応答】

福岡県(瀧口委員): 届出対象について、「全ての遊漁船業者」と「全ての遊漁船以外の船舶(プレジャーボート等)運航者」との区分がわからない。プレジャーボートは遊漁船ではないのか。

水産庁(中村室長): 紛らわしいのだが、ここでは遊漁船業の適正化に関する法律に基づいて登録しているのが遊漁船業者であり、それ以外はその他の船舶の運航者と整理している。

和歌山県(山口委員): 届出制をどう国民に周知していくのか。

水産庁(中村室長): これまでに届出制導入に向けた説明会を4回開催し、今後遊漁船業者向けの説明会を2回開く。政府広報等も活用したい。

(4) 沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る対応について

沿岸くろまぐろ漁業承認の一斉更新の結果を報告。香川県はゼロ。

(5) サワラ・トラフグの資源管理について ③

サワラ(瀬戸内海系群)及びトラフグ(日本海・東シナ海・瀬戸内海系群)の資源評価について報告。

【質疑応答】

香川県(嶋野委員): トラフグの分布域は東北の方まで広がっているのか。一方で私の地元の庵治漁協では、昭和50年代には込網で日に5トンも水揚げがあったが、近年は獲れなくなった。

水研(平井氏): 瀬戸内海系群が東北まで移動しているのはまれと思う。秋田と東北の太平洋側では緩やかな交流が認められる。また、仙台と外房は交流している。

(6) その他

TAC資源拡大に向けた検討状況について ④

瀬戸内海広域漁業調整委員会委員名簿

根拠：漁業法（昭和24年法律第267号）
 定員：14名（互選委員11名 大臣選任委員3名）
 任期：4年 大臣選任委員（第6期）2022. 6. 1～2026. 5. 31
 海区互選委員（第7期）2025. 10. 1～2029. 9. 30

区 分		氏 名	現 職
府 県 互 選 委 員	和歌山県	ヤマグチ フトシ 山口 太志	和歌山県漁業協同組合連合会 代表監事
	大阪府	オカ オサム 岡 修	大阪府漁業協同組合連合会 代表理事会長
	兵庫県	タヌマ マサオ 田沼 政男	兵庫県漁業協同組合連合会 代表理事会長
	岡山県	トヨタ ヤスヒコ 豊田 安彦	朝日漁業協同組合 代表理事組合長
	広島県	ハコザキ テルオ 箱崎 照男	因島市漁業協同組合 代表理事組合長
	山口県	ミウラ タダシ 三浦 忠	山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会 副会長
	徳島県	オオヤマ ノボル 大山 登	堂浦漁業協同組合 代表理事組合長
	香川県	シマノ カツジ 嶋野 勝路	香川県漁業協同組合連合会 代表理事会長
	愛媛県	シオタ コウジ 塩田 浩二	愛媛海区漁業調整委員会 委員
	福岡県	タキグチ カツミ 瀧口 克己	福岡県豊前海区漁業調整委員会 委員
	大分県	ホンジョウ シン 本庄 新	大分海区漁業調整委員会 副会長
農林水産大臣選任委員	学識経験者	ワキタ カズミ ▲脇田 和美	学校法人 東海大学 海洋学部 教授
		クガ ミズホ 久賀 みず保	国立大学法人 鹿児島大学 水産学部 准教授
		トミヤマ タケシ 富山 毅	国立大学法人 広島大学大学院 統合生命科学研究科 教授

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

届出制の概要

届出対象		令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に	
届出対象	くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする 全ての遊漁者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊 漁者を漁場に案内しようとする 全ての遊漁船業者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として ① 遊漁者を漁場に案内しようとする ② 自ら漁場に赴こうとする 全ての遊漁船以外の船舶（ブレスジャーボート 等）運航者
	【必須項目】 ○ 氏名 ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス	○ 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名） ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 遊漁船登録番号 ○ 入出港する予定の場所	○ 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名） ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 船舶番号又は船舶検査済票の番号 ○ 入出港する予定の場所
届出内容		【任意項目】 ○ 利用する予定の船舶に関する情報 （遊漁船を利用する場合） ・ 遊漁船登録都道府県 ・ 遊漁船登録番号 ・ 船名 （遊漁船以外の船舶を利用する場合） ・ 船舶番号又は船舶検査済票の番号 ・ 船名 （カヤック、SUP等を利用する場合） ○ 入出港する予定の場所 ・ 都道府県名 ・ 漁港又は港湾の名称 ○ 予定しているくろまぐろの釣りの方法 ・ ルアー釣り ・ 餌釣り ・ その他方法（具体的に記載） から選択	
届出期間	令和8年1月1日（木）から 最初にくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする 日の1営業日前まで	令和8年1月1日（木）から令和8年3月20日（金）まで	
届出単位	・ 採捕しようとする海域ごと	・ 案内しようとする海域ごと ・ 案内しようとする船舶ごと	
届出方法	インターネット／LINE（令和8年1月1日から稼働予定）、メール等	インターネット／LINE（令和8年1月1日から稼働予定）、メール等	
届出をしなければ ならない場合	農林水産大臣から裏付命令を発出		
その他の注意事項	遊漁船以外の船舶を使用して自らくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする者は「遊漁者」と「遊漁船以外の船舶運航者」の両方の届出 が必要		



サワラ (瀬戸内海系群)

サワラは我が国沿岸および東シナ海、黄海に広く分布し、本系群はこのうち瀬戸内海を中心に分布する群である。

図1 分布域

瀬戸内海を中心に分布しており、春季に瀬戸内海中央部へ来遊する1歳魚以上を、秋季に紀伊水道と豊後水道に移動する0歳魚以上を漁獲する。

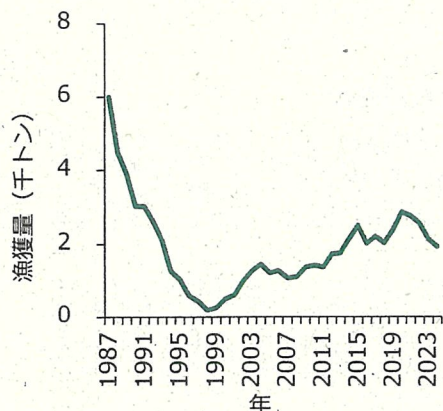


図2 漁獲量の推移

漁獲量は1987年の6.0千トンから急減して1998年には1.9千トンの最低値となった。その後は増加傾向を示した。2024年は1.9千トンであり、前年(2.2千トン)と同程度であったが、近年の漁獲量は2021年から減少傾向となっている。

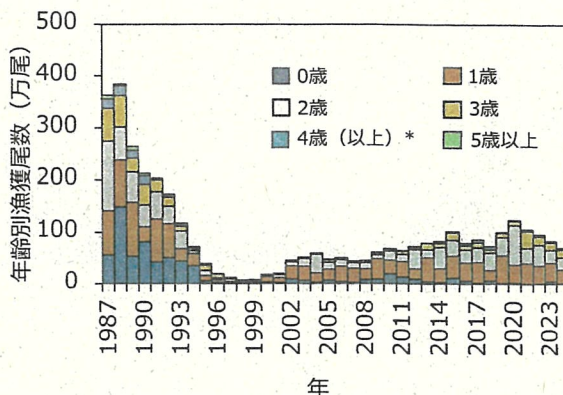


図3 年齢別漁獲尾数の推移

2000年以降の漁獲物の主体は1、2歳であるが、2013年以降は3歳の割合がやや高くなった。0歳魚の漁獲尾数は1994年までは30万尾を超えていたが、その後は低い水準で推移している。

*1987～1997年は「4歳」と「5歳以上」を区別し、1998年以降はこれらをまとめて「4歳以上」として資源評価している。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

サワラ (瀬戸内海系群)

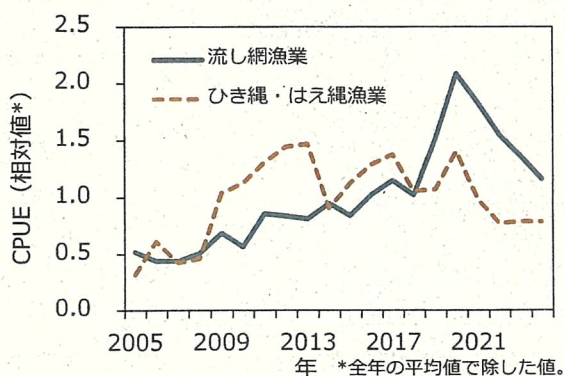


図4 主要漁業における単位努力量当たりの漁獲尾数(CPUE)

流し網漁業のCPUE(尾/操業隻日数)は、2007年から増加傾向を示しており、2019年と2020年に急増した。しかし、2021年から減少に転じ、2024年のCPUEは前年の値よりさらに減少した。ひき縄・はえ縄漁業のCPUEは、2007～2013年に増加傾向となった後、増減を繰り返して推移した。2021年以降は減少傾向にあり、2024年は前年と同程度であった。これら漁業のCPUEは1～4歳の資源尾数の指標値として資源評価に使用された。

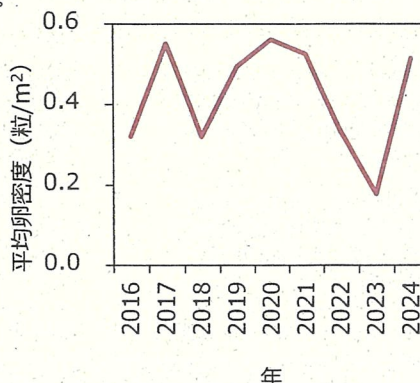
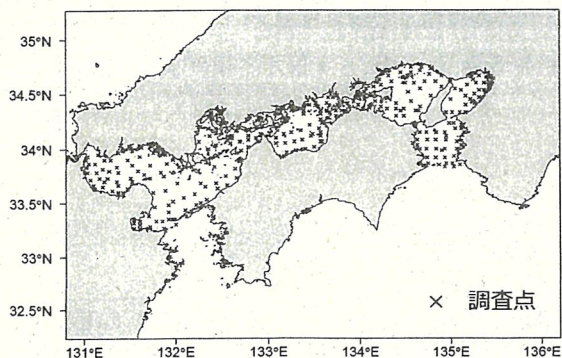


図5 卵稚仔調査

各府県水産試験研究機関が実施した卵稚仔調査により得られた試料から、各調査点における海面1m²当たりのサワラの卵数を算出し、各年の平均卵密度を求めた。平均卵密度は、2016年から増減を繰り返して横ばいで推移し、2024年は前年より増加した。これらの値は親魚量の指標値として資源評価に使用された。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

サワラ（瀬戸内海系群）

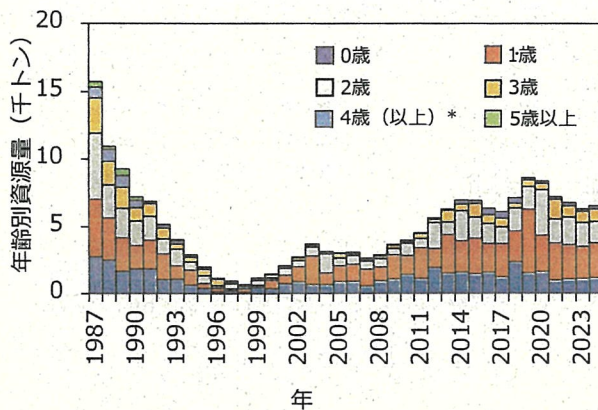


図6 年齢別資源量の推移

資源量は1987年の15.7千トンから急激に減少し、1998年には最低値の0.7千トンとなったが、その後は増加傾向に転じた。2024年の資源量は6.5千トンであり、前年（6.3千トン）と同程度と推定されたが、直近5年間では減少傾向を示している。

*1987～1997年は「4歳」と「5歳以上」を区別し、1998年以降はこれらをまとめて「4歳以上」として資源評価している。

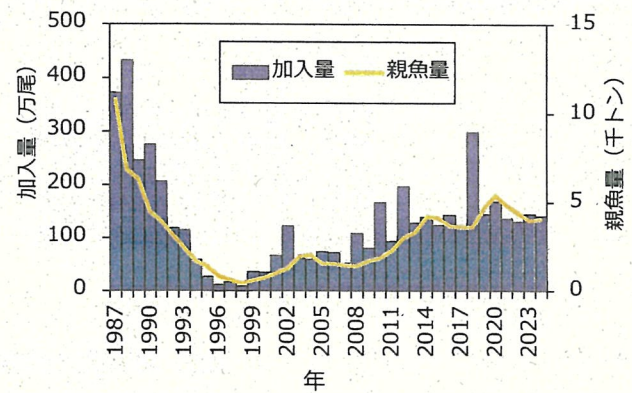


図7 加入量と親魚量の推移

加入量（0歳魚の資源尾数）は、1988年の434万尾から1998年の9万尾まで減少したが、1999年以降は増加傾向で推移し、2018年の加入量は特に多く299万尾であった。2024年の加入量は141万尾と推定された。

親魚量は1987年の10.8千トンから1998年の0.4千トンまで減少したが、1999年以降は増加傾向を示した。2024年は4.1千トンで前年（4.0千トン）と同程度であるが、直近5年間では減少傾向を示している。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

サワラ（瀬戸内海系群）

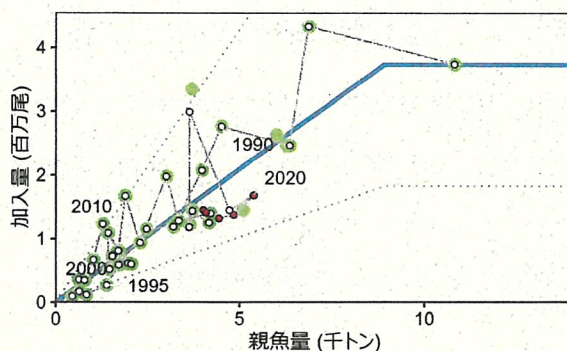


図8 再生産関係

1987～2020年の親魚量と加入量に対し、ホッケ－・スティック型再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

緑丸は再生産関係式を推定した時の観測値（ただし直近年であった2021年は除く）、白丸は2025年度資源評価で更新された観測値であり、そのうち直近5年間の観測値を赤丸で示した。図中の数字は加入年を示す。

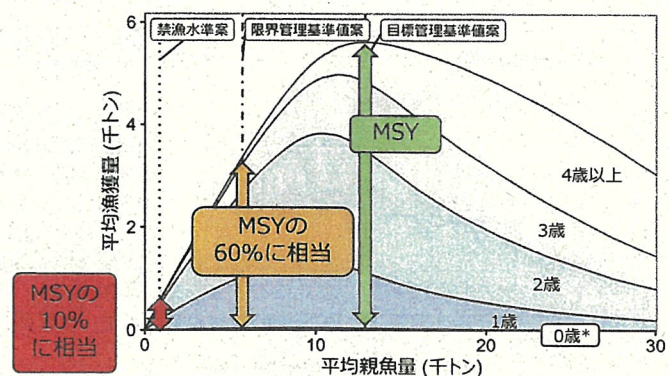


図9 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は12.9千トンと算定される。目標管理基準値としてはSBmsy、限界管理基準値としてはMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準としてはMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量を提案する。

*近年、0歳魚は主な漁獲対象となっていないため、0歳魚の平均漁獲量も非常に少ないものとなる。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2024年の親魚量	MSY	2024年の漁獲量
12.9千トン	5.7千トン	0.9千トン	4.1千トン	5.6千トン	1.9千トン

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

サワラ (瀬戸内海系群)

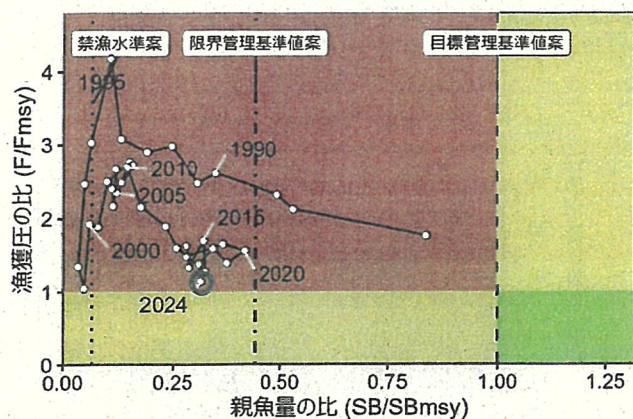


図10 神戸プロット (神戸チャート)

親魚量 (SB) は、1987～2024年において最大持続生産量 (MSY) を実現する親魚量 (SBmsy) を下回っている。2024年の親魚量は、SBmsyの0.32倍であった。

漁獲圧 (F) は、2010年から徐々に削減されていたが、近年では増減しながら緩やかな増加傾向で推移し、SBmsyを維持する漁獲圧 (Fmsy) より高い状態が継続している。2024年の漁獲圧は、Fmsyの1.13倍であった。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

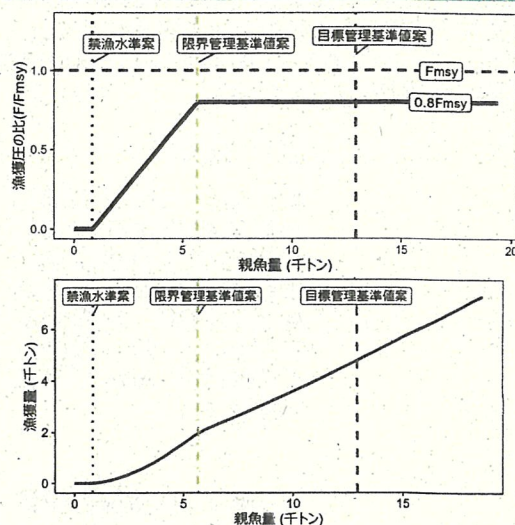


図11 漁獲管理規則案 (上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量)

Fmsyに乘じる調整係数である β を0.8とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。



トラフグ (日本海・東シナ海・瀬戸内海系群)

トラフグは主に日本沿岸、東シナ海、黄海に分布し、このうち本系群は日本海・東シナ海・瀬戸内海を中心に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量等は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。本海域では人工種苗放流が1977年以降実施されている。

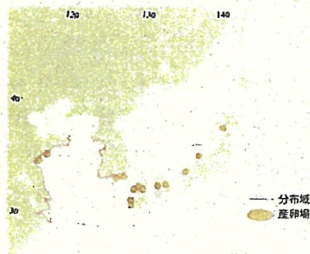


図1 分布域

秋田県から鹿児島県にかけての日本海・東シナ海沿岸、豊後水道および瀬戸内海、有明海などの内海、内湾域に生息し、中国・韓国などの東シナ海沿岸域にも分布する。

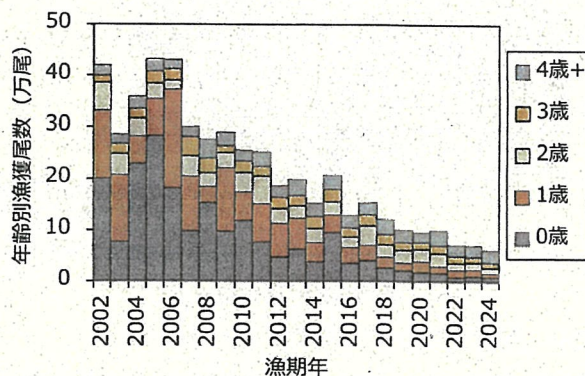


図3 年齢別漁獲尾数の推移

漁獲物の年齢構成は、近年になるに従い、若齢魚の割合が低下しており、2024年漁期においては、4歳魚以上の漁獲尾数が最も多かった。

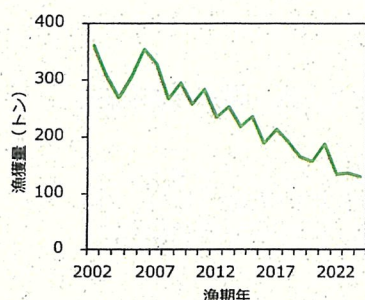


図2 漁獲量の推移

漁獲量は、2002年漁期の363トン以降、減少傾向を示しており、2024年漁期の漁獲量は、過去最低の131トンであった。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

2025年8月19日公開

トラフグ (日本海・東シナ海・瀬戸内海系群)

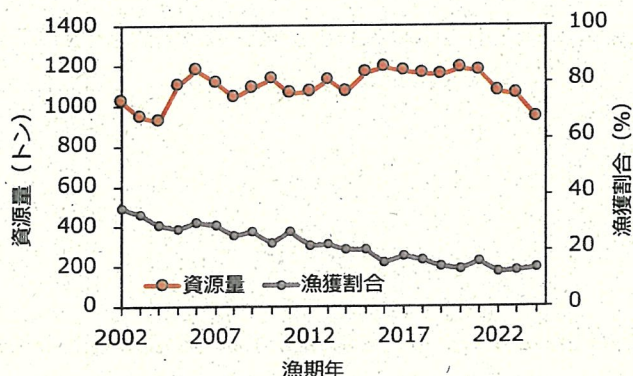


図4 資源量と漁獲割合の推移

資源量は2002年漁期以降、1,000～1,200トン付近で緩やかに変動していたが、2021年漁期以降は減少傾向を示しており、2024年漁期は941トンであった。漁獲割合は2002年漁期以降、緩やかな減少傾向を示しており、2024年漁期は14%であった。

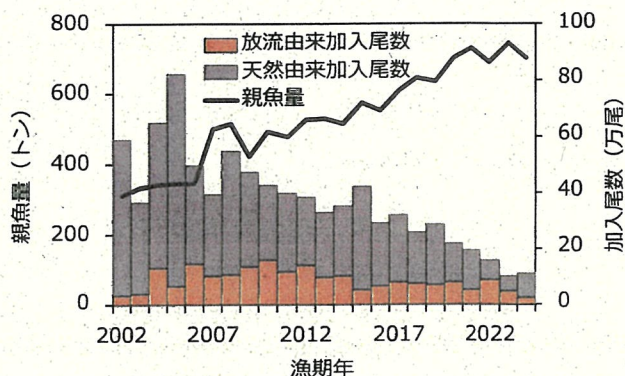


図5 加入量と親魚量の推移

加入量（0歳魚の資源尾数）は、2005年漁期の82.0万尾をピークに減少傾向を示しており、2024年漁期は11.3万尾であった。このうち、天然由来の加入量は、2005年漁期に最多の75.4万尾となって以降、減少傾向を示しており、2024年漁期は8.8万尾であった。一方、放流由来の加入量は、2002年漁期以降、2～16万尾の間で推移しており、2024年漁期は2.5万尾であった。親魚量は、2002年漁期以降、増加傾向を示しており、2024年漁期は702トンであった。

トラフグ (日本海・東シナ海・瀬戸内海系群)

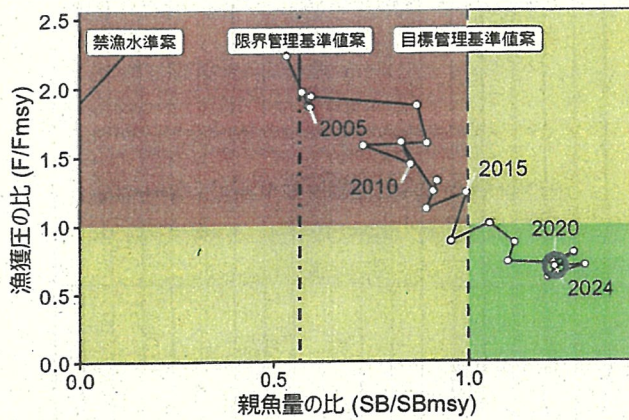


図8 神戸プロット (神戸チャート)

漁獲圧 (F) は、2002年漁期以降、減少傾向にあり、2018年漁期以降は最大持続生産量 (MSY) を実現する漁獲圧 (Fmsy) を下回っている (2024年漁期のFはFmsyの0.70倍)。親魚量 (SB) は、2002年漁期以降、増加傾向にあり、2017年漁期以降はMSYを実現する親魚量 (SBmsy) を上回っている (2024年漁期のSBはSBmsy の1.22倍)。

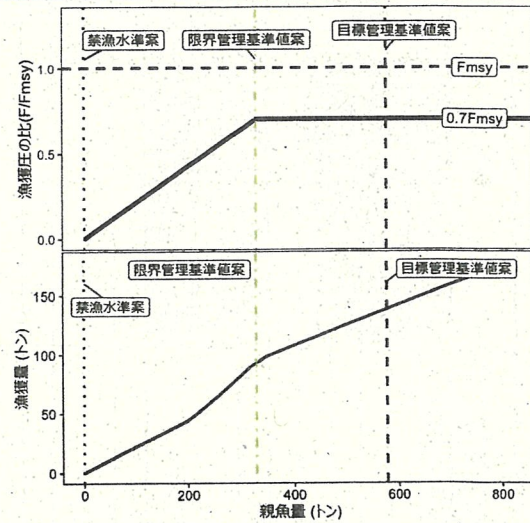


図9 漁獲管理規則案 (上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量)

Fmsyに乘じる調整係数である β を0.7とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会 (ステークホルダー会合) の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

水産資源ごとの検討状況（令和7年10月現在）

水産資源	資源管理手法 検討部会	ステークホルダー会合				備考
		第1回	第2回	第3回	第4回	
カクチイシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	令和5年3月7日	令和5年9月22日	令和6年4月24日	令和7年1月からTAC管理開始
カクチイシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
カクチイシ瀬戸内海系群	令和4年11月21日	令和5年5月30日	令和5年12月15日	令和6年5月28日		令和7年1月からTAC管理開始
アフリ	令和4年7月11日	令和5年10月11日	令和6年3月19日			令和7年4月からTAC管理開始
ウルメイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
ウルメイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	今後開催			
マダラ本州太平洋北部系群	令和4年3月17日	令和5年3月23日	令和5年8月7日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ本州日本海北部系群	令和4年2月25日	令和5年3月9日	令和5年7月4日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道太平洋	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道日本海	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日			令和6年7月からTAC管理開始
ソウハチ日本海西南部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ムシガレイ日本海西南部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ヤナギムシガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
サメガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
アカガレイ日本海系群	令和5年5月22日	今後開催				
ソウハチ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
マガレイ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
ホッケ道北系群	今後開催					
マルアジ日本海西・東シナ海系群	令和4年12月20日	今後開催				
ムロアジ類東シナ海	令和4年12月20日	今後開催				
サワラ瀬戸内海系群	令和5年6月12日	今後開催				
サワラ日本海・東シナ海系群	令和5年7月21日	今後開催				
イカナゴ瀬戸内海東部系群	令和5年5月22日	今後開催				
マダイ瀬戸内海中・西部系群	令和4年4月21日	今後開催				
マダイ日本海西部・東シナ海系群	令和4年4月21日	令和5年5月16日	令和6年3月5日			令和7年1月からTAC管理開始
マダイ瀬戸内海東部系群	令和5年6月12日	今後開催				
ヘズワイガニ日本海系群（知事許可水域）	令和5年5月22日	令和7年1月20日	令和7年3月24日			令和7年9月からTAC管理開始
ヘズワイガニ日本海系群（大臣許可水域）		令和7年2月12日	令和7年3月19日			令和7年9月からTAC管理開始
ヒラメ瀬戸内海系群	令和4年2月8日	今後開催				
ヒラメ太平洋北部系群	令和5年4月24日	今後開催				
ヒラメ日本海北部系群	令和5年3月17日	今後開催				
ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群	令和5年3月17日	今後開催				
トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	令和5年7月21日	令和7年7月29日	今後開催			
トラフグ伊勢・三河湾系群	令和5年7月21日	今後開催				
キンメダイ太平洋系群	令和4年12月20日	今後開催				
ニギス日本海系群	令和4年2月25日	今後開催				

資源管理の状況等の報告（共同漁業権、定置漁業権）について
報告期間（共同・定置）令和6年1月1日～令和6年12月31日

漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないとされました。

また、知事は当該報告を受けて、海区漁業調整委員会に対し必要な事項を報告するものとされています。

今回、共同漁業権および定置漁業権について、各漁業権者から報告を受けた内容を取りまとめましたので報告します。

漁業法 抜粋

（資源管理の状況等の報告）

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

◎資源管理の状況等の報告（漁業権の漁獲成績報告）一覧

区 分		漁業の種類	件数	報告対象期間	
区 画	第1種区画漁業	のり養殖業	68	4/1～翌3/31	
		わかめ養殖業	18		
		こんぶ養殖業	5		
		あおのり養殖業	6		
		その他藻類養殖業	5		
		藻類複数種養殖業	13		
		かき垂下式養殖業	23		
		あさり垂下式養殖業	1		
		あかがい垂下式養殖業	5		
		貝類複数種垂下養殖業	4		
		あわび小割式養殖業	2		
		今回、報告分（共同漁業権、定置漁業権）			
第3種区画漁業 あかがい等養殖業		5			
共 同	第1種共同漁業	あわび漁業、なまこ漁業ほか	119	1/1～12/31	
	第2種共同漁業	建網漁業	藻建網 磯建網	65	1/1～12/31
			かに建網 春かに建網		3/1～11/30
		柵網漁業	雑魚柵網	55	1/1～12/31 ～翌1/31 ～翌2/末 等
	雑魚柵網以外				
第3種共同漁業	つきいそ、地びき網	5	1/1～12/31		
定 置	定置漁業	あじ定置網漁業	4	6/1～12/31	

報告の様式例

1種共同漁業

共同漁業権における資源管理の状況等の報告

〇〇漁業協同組合

第1種共同漁業 第〇〇号（わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

1 資源管理の状況等					
漁業権行使規則の 取組実績	行使人数、操業期間、 操業時間等を規制している場合には、その遵守状況等				
共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組	体長制限の遵守 〇〇の種苗放流（5 cmサイズ、〇〇千尾。〇月〇千尾） 藻場造成（〇〇を〇月に10基設置） 休漁（9/1～10/30） 有害生物の駆除（〇月に〇〇を〇千個駆除） 等				
その他の取組	海上における密漁監視（〇回） 漁村文化の継承に関する体験学習（〇回延べ〇人）等				
2 漁場の活用の状況					
漁業の名称	組合員行使 権者数	延べ操業日 数	漁獲量	採捕方法	備 考
わかめ漁業	〇〇人	〇×人	kg		
あわび漁業			kg		
さざえ漁業			kg		
うに漁業			kg		
なまこ漁業			kg		
3 漁場を活用していない理由					

資源管理の状況等の報告(共同漁業権、定置漁業権)取りまとめ

報告対象期間：R6.1.1～R6.12.31

区 分		漁業の種類	免許件数	活用漁場 件数	割合	資源管理の 取組状況	生産量 (kg)
共同	第1種 共同漁業	あおのり漁業	119	115	97%	体長、殻長制限 種苗放流等	0
		てんぐさ漁業					30
		わかめ漁業					4,215
		もずく漁業					765
		あさり漁業					215
		あわび漁業					1,117
		いわがき漁業					150
		さざえ漁業					10,289
		はまぐり漁業					80
		えむし漁業					67
		うに漁業					296
		なまこ漁業					48,890
		小計					
	第2種 共同漁業	建網漁業	65	65	100%	体長制限の遵守 種苗放流等	94,038
		柵網漁業	55	54	98%		166,527
		小計					
	第3種 共同漁業	地びき網	3	1	33%	体長制限の遵守 藻場の造成等	323
		つきいそ	2	2	100%		
		小計					
合計							327,324
定置	定置漁業	あじ定置網漁業	4	4	100%	漁期の短縮	93,620

(詳細内訳)

第二種共同漁業漁獲量内訳(建網)

(kg)

マダイ	メバル・カサゴ	キジハタ	ヒラメ・カレイ類	タケノコメバル	その他	計
38,957	10,475	13,907	3,469	958	26,272	94,038

第二種共同漁業漁獲量内訳(桟網)

(kg)

マイワシ	マアジ	サバ類	マダイ	スズキ	その他	計
1,126	25,353	15,473	49,802	16,947	57,826	166,527

第三種共同漁業漁獲量内訳(地びき網・つきいそ)

(kg)

スズキ	マダイ	キジハタ	メバル	クロダイ	その他	計
32	171	0	5	69	46	323

定置漁業

(kg)

マアジ	イワシ類	サバ類	マダイ	サワラ	その他	計
33,736	8,488	4,698	10,460	3,724	32,515	93,620

(参考：前年情報 R5. 1. 1～R5. 12. 31)

第二種共同漁業漁獲量内訳(建網)

(kg)

マダイ	メバル・カサゴ	キジハタ	ヒラメ・カレイ類	タケノコメバル	その他	計
52,032	14,901	30,892	3,424	920	26,080	128,249

第二種共同漁業漁獲量内訳(桟網)

(kg)

マイワシ	マアジ	サバ類	マダイ	スズキ	その他	計
2,840	25,901	6,543	58,738	9,950	76,825	180,798

第三種共同漁業漁獲量内訳(地びき網)

(kg)

スズキ	アオリイカ	ハマチ	サワラ	クロダイ	その他	計
0	0	0	0	0	0	0

第三種共同漁業漁獲量内訳(つきいそ)

(kg)

スズキ	マダイ	キジハタ	メバル	クロダイ	その他	計
0	6	0	22	45	35	108

定置漁業

(kg)

マアジ	イワシ類	サバ類	マダイ	サワラ	その他	計
32,471	38,136	22,078	8,326	2,240	58,163	161,414